

議 長	副議長	局 長	次 長	調査係長	調査係

COOLS	
H	P

建設常任委員会 会議録			
日 時	平成 18 年 12 月 19 日 (火)	開 議	午後 1 時 0 0 分
		散 会	午後 5 時 2 5 分
場 所	第 3 委員会室		
議 題	付 託 案 件		
出席委員	佐藤委員長、武井副委員長、森井、前田、新谷、松本、久末、 齊藤(陽) 各委員		
説明員	水道局長、建設部長 ほか関係理事者		
<p>別紙のとおり、会議の概要を記録する。</p> <p>委員長</p> <p>署名員</p> <p>署名員</p> <p style="text-align: center;">書 記</p>			

～ 会議の概要 ～

委員長

ただいまから、委員会を開きます。

本日の会議録署名員に、前田委員、新谷委員を御指名いたします。

付託案件を一括議題といたします。

この際、理事者から報告の申出がありますので、これを許します。

「駅前第3ビル再開発の進ちょく状況について」

(建設)まちづくり推進室小紙主幹

本年10月24日に開催されました閉会中の建設常任委員会で報告いたしました以降の状況について、報告させていただきます。

小樽駅前第3ビル周辺地区再開発準備会では、特定業務代行者の公募説明会を10月11日に行い、11月6日に締め切った結果、大成建設株式会社1社の応募がありました。11月7日に準備会で設置した特定業務代行者選考委員会が開催され、選考委員会では応募のあった大成建設株式会社の選考結果について準備会に答申し、この答申を受け、同日開催された準備会の臨時総会で、大成建設株式会社を特定業務代行者に決定する承認が行われました。その後、11月17日に北海道知事に市街地再開発組合設立認可申請を行い、知事からの事業計画の縦覧依頼に基づき、11月29日から12月13日まで、本市で事業計画の縦覧を行ったところであり、現在、この縦覧にあわせて12月27日まで、再開発地区に関係のある土地若しくはその土地に定着する物件について権利を有する人は、この事業計画について北海道知事に意見書を提出することができることになっておりますので、意見書の受付も行っているところでありますが、来年1月末には、組合設立認可公告がなされるものと考えており、その後、準備会では権利返還申請手続を進め、権利返還認可公告までを3月末までに終えたいと考えております。事務手続につきましては、これまで説明してきたとおりで、変更はありません。

一方、工事関係では、12月末までに基本設計を完了し、権利者、保留床取得者との協議を1月中に終え、2月から実施設計、景観条例に基づく届出、建築確認申請などを行った後、6月中旬以降に解体工事に着手、9月上旬に本体工事に着手としており、当初説明してありました工程から約1か月遅れの状況となりましたが、完成は予定どおり平成21年3月を目指すこととしております。

このことから、市としましては、2か月程度室内水泳プールの利用が可能となることから、さきに報告させていただきました第4回定例会に、室内水泳プールの廃止条例案及び高島小学校温水プール改修補正予算議案を提案することとしておりましたが、来年の第1回定例会に提案したいと思っております。

委員長

「議案第13号小樽市地区計画等の区域内における建築物の制限に関する条例の一部を改正する条例案について」

(建設)建築指導課長

議案第13号小樽市地区計画等の区域内における建築物の制限に関する条例の一部を改正する条例案について説明いたします。

今回の条例改正は、小樽都市計画小樽築港駅周辺地区地区計画におきまして、本年9月11日に多目的交流・商業地区を医療・福祉関連サービス業務地区に変更し、あわせて同地区の地区整備計画を定めましたことから、建築基準法第68条の2第1項の規定に基づき、同地区内における建築物の用途及び敷地に係る制限を定めるとともに、所要の改正を行うものであります。

改正の概要についてであります。別表第2におきまして、小樽築港駅周辺地区地区整備計画区域の計画地区に、医療・福祉関連サービス業務地区を追加し、地区整備計画に定められております専用住宅、床面積の合計が1,000平方メートルを超える物品販売業を営む店舗、ボウリング場などの建築物用途の制限及び都市計画道路からの外壁

後退制限の追加を行っております。

また、都市計画法の一部改正により、地区計画制度が見直され、再開発地区計画が地区計画に統合されたことや建築基準法の一部改正による関係規定の見直しも、あわせて行っております。

委員長

「議案第14号小樽市都市公園条例の一部を改正する条例案について」

(建設)庶務課長

議案第14号小樽市都市公園条例の一部を改正する条例案について説明申し上げます。

本年10月9日をもって、小樽公園こどもの国が閉園となりました。その後、こどもの国の古い遊戯施設を撤去し、今後、小樽公園再整備計画の中で、新たな施設を設置していくこととなります。このたびの改正は、こどもの国の遊戯施設使用料等の項目を削除するものであります。

委員長

「議案第20号公の施設の指定管理者の指定について」

(建設)建築住宅課長

議案第20号公の施設の指定管理者の指定について説明いたします。

市営住宅の管理につきましては、第2回定例会において、小樽市市営住宅条例の一部を改正する条例を議決後、指定管理者の公募を行った結果、協和総合管理株式会社に候補者を決定いたしましたので、指定管理者として指定するものであります。

また、指定期間は、平成19年4月1日から平成22年3月31日までの3年間となっております。

なお、協和総合管理株式会社はビルメンテナンス及びマンション管理等の実績を持つことから、安定した市営住宅の管理業務を行うことができるものと判断しております。

委員長

「議案第23号石狩西部広域水道企業団規約の変更について」

(水道)総務課長

議案第23号石狩西部広域水道企業団規約の変更について説明いたします。

企業団の規約の変更については、地方自治法第290条の規定により、企業団を組織する地方公共団体の議会の議決が必要であります。地方の自主性、自立性の拡大などを図るために、地方自治法の一部を改正する法律が平成19年4月1日から施行されることに伴い、柔軟な職員制度とするために、規約第10条第1項中「吏員その他の職員」とあるのを「職員」と改めるものであります。

委員長

これより、一括質疑に入ります。

順序は、共産党、自民党、平成会、公明党、民主党・市民連合の順といたします。

共産党。

新谷委員

室内水泳プールについて

報告された案件に基づきまして、若干質問いたします。

第3ビルの再開発の進ちょく状況について聞きました。ここでは、室内水泳プールの存続を求める声が大変強かったわけですが、これも不採択になりまして、だめになってしまったわけですが、高島小学校温水プールを改修して、そちらを使ってほしいということで、改修費用が5,000万円ほどと聞いていますけれども、これは第3ビルの室内水泳プールなどの補償金で賄うということをもう説明があったそうですが、それでよろしいのですか。

(建設) まちづくり推進室小紙主幹

高島小学校温水プールの改修費約5,000万円という費用が、補償金から賄われるのかということですが、補償金につきましては、市の全体の歳入の中に入ることになりますので、そのトータルの市の予算の中から、政策的にいろいろな事業等に対して支出されるわけで、高島小学校温水プールの改修費もそういったトータルの市の資金の中から改修費として支出されるものと考えておりますので、具体的に補償金が即改修費に回るという、そういうような流れではないというふうに思っているところです。

新谷委員

これまでの説明ですと、この補償金が再開発の補助金にすべて回るというようなことで聞いていたのですけれども、そうはしないということでもいいのですか。

(建設) まちづくり推進室小紙主幹

今の答弁と同じように、あくまで補償金は、一回市全体の歳入の中に入りますので、その収入は市の財政上の資金としてトータルで考えていきますので、その中から補助金等についても支出されるということになると考えております。

新谷委員

最終的に、来年3月末に権利返還が終わるということで、ここで金額が決定されるのですね。金額は、今までの大体で言ってきたぐらいでいくのですか。

(建設) まちづくり推進室小紙主幹

3月末に権利返還計画を策定して認可されるということは、これまでも説明してきたとおりでございます。その中で、市の補償金といいますか、権利分というのは、計画の中に記載されることになりますので、最終的に3月末には決定されるという流れになります。補償金につきましては、これまでも説明してきておりますけれども、プール本体につきましては、大体6億数千万円というふうになると思われれます。そのほかに、公共プラザだとか、そのほかテナントもありますし、あるいは建物と土地の持分もありますので、補償費全体としては7億8,000万円から9,000万円ぐらいの数字になるのかというふうに考えております。

新谷委員

6億円、6億5,000万円、7億円、7億七、八千万円ということで、聞くたびにどんどん上がってきていますよね。これはどういうことなのですか。

(建設) まちづくり推進室小紙主幹

これまでは、プールの補償費が幾らになるのかという議論の中で、第3ビルの建設事業費がおおむね60億円前後になるだろうということで、これまでの他都市の再開発の事例からいきますと、おおむねその1割程度の補助金が出るということで、補助金については6億円前後になるだろうということは話をさせていただいたところでして、そういう意味で、プールの補償金については、大体6億円前後ということでこれまでも話しておりますので、トータルでの話としては、今回申し上げた7億8,000万円から9,000万円という方向になるのかということを示させていただきました。

新谷委員

小樽市室内水泳プールの存続を求める会の皆さんが、たくさんの署名を集めて、全国からも応援をもらったわけですが、前にも言いましたけれども、財政部で試算していただきましたけれども、室内水泳プールは1億円の頭金、それから文部科学省のプールに対しての補助金、あとは起債でということで、建てられないわけではないのですよね。第3ビル建設事業費が六十数億円ですか、それに対して補助していくわけですが、今までずっと6億数千万円の補償費になるというふうに聞いていて、今聞いたら7億七、八千万円ということは、これで室内水泳プールをつくる頭金ぐらいは出るのではないですか。

(建設) まちづくり推進室小紙主幹

室内水泳プールをつくる頭金というのを、幾らぐらいあればできるのかというのは、よくわかりませんが、トータルでは前にも話しをさせていただきましたように、一般的に平地といいますか、土地があるという条件の中で、プールを新たに建設しますと、5億円前後はかかるだろうということで、そのほかに再開発の中でいきますと、プールを導入することによるもろもろの物理的な問題を解決するために、また5億円前後かかりますということですので。そのほかに補助金がやはり6億円前後かかるということで、トータルすれば16億円とか17億円とかという費用がかかるという話をさせていただいておりますので、今、補償金の額で示させていただきましたけれども、即プールをその再開発の中に入れるということにはならないのではないかと考えております。

新谷委員

再開発に入れるのでなくて、新しいところにつくたという意味です。何度も言っていますけれども、例えば旧東山中学校、今の教育委員会のところのグラウンドだとか、市営の土地がありますから、そういうところです。

指定管理者業務における個人情報保護について

これ以上議論しても、つくるといふ方には答えはないと思いますので、また別な機会にしまして、次に市営住宅の指定管理者の件について伺います。

協和総合管理株式会社に決まったということですが、ほかにはどこが応募したのでしょうか。

(建設) 建築住宅課長

協和総合管理株式会社のほかは、札幌に事業所を置きます日興美装工業株式会社の2事業主体から応募がありました。

新谷委員

私はてっきり財団法人北海道住宅管理公社がこの指定管理者になるのかと思っていたら、違ったのでびっくりしましたけれども、住宅管理公社が応募しなかった理由というのはわかりますか。

(建設) 建築住宅課長

住宅管理公社が応募しなかった理由ということですが、公募をした側の市の方では、詳しい事情は承知していませんけれども、道営住宅を平成18年度から指定管理者で受けておりまして、今後は道営住宅の方を主体に管理をやっていくというようなことを聞き及んでおります。

新谷委員

指定管理者になると大変な責任が伴うと思うのですが、業務開始前に公営住宅法だとか、あるいは市営住宅の条例など関係法令をすべて習得するというふうに聞いていますけれども、実際にそれを習得し得たのかどうかということは、どこで判断するのでしょうか。

(建設) 建築住宅課長

関係法令をどういった時点で習得したかの判断なのですが、担当になります新しい職員のその習熟度の尺度というのは何かという話なのですが、今回の議会で議決を得た後、指定管理者を事業主として配属する職務を決めまして、現在の住宅管理公社等の業務を引き継ぐ作業をして、また小樽市の方では市営住宅の入居の公募、抽選等を2月、偶数月にある部分を、実際に現地で見学して、仕事を覚える等を予定しております。そういった中で、当然、関係法令等も習熟する形になると思われるのですが、4月1日から指定管理者になりますので、小樽市としては、管理業務が流れるかどうかを指導監督するとともに、関係法令も習熟しているかを見極めながら管理をしたいと考えていますし、又はそういった部分で満足のでられないような場合がありましたら、当然、並行して習熟に向けての指導をする形でいきたいと考えております。

新谷委員

住宅の場合は、一般的な施設の管理とかそういうものと違って、個人情報にかかわる部分が大変多いわけですよ

ね。収入だとか、あるいはそのほかの要件もありますけれども、払えない場合の滞納整理もしなければならないということでは、その滞納者に対してどういうふうにしてやっていくのですか。

(建設) 建築住宅課長

滞納者に対する事務的な部分ですけれども、現在も業務委託をしている仕事と同じような流れになっています。滞納者に対する督促というのは段階がございまして、今回、指定管理者がやっている部分は現在の公社と同じ形なのですけれども、まず家賃が納期限に払われない場合、督促状を20日以内に送付する、その後、催告書を送付し、それにも応じられない場合は相談、事情聴取を含む形なのですけれども、個別に電話催告ですとか、訪問して臨戸徴収、また減免申告、そういった形を行っているということになります。

新谷委員

これは、自分が例えば市営住宅に入って払い忘れたとか、あるいはお金がなくなって少し支払が遅れたとかという場合に、公である市から言われたというのならまだ納得できるけれども、結局、指定管理者といえども民間なわけですから、こういうところから何か催促されて職場まで電話をかけられてというのは、非常に嫌な感じがするのです。それはやはりこの滞納については、以前、指定管理者の業務の内容を含めて議決されたわけですから、しかしそういうことで市がやるべき仕事ではないかなというふうに思うのです。その辺はいかがでしょうか。

(建設) 建築住宅課長

個人情報の扱いなので、小樽市の方での業務をするべきということなのですけれども、市としましては、先ほど申し上げたような事務の後、さらに応じない滞納者に次の段階の催告書なり訴訟を起こすような形は、小樽市の方で担当業務としてあります。それで、指定管理者がどうなのかということなのですけれども、民間企業にありましても、当然、顧客情報等を管理しているということで、市営住宅の入居者の個人情報の扱いに関しては、市としましては、指定管理者の業務仕様書にも明記しておりまして、管理体制、記録媒体の取り込み禁止やパソコン処理の扱い等について具体的に示すとともに、また事務所開設以降も指導監督する中で、個人情報を適切に管理していけると考えております。

建設部長

収納関係で、いま一つ整理をさせてほしいのですけれども、この収納については、平成16年度から業務委託をしている住宅管理公社の方で、これまでに3か年実際に行っています。そういう中で、委員の御指摘のような問題というのは特になかったというふうにとらえておりますので、当然、委員がおっしゃるようなトラブルがあれば、速やかな指導の中で解決をしまいたいと考えておりますので、その点については御理解をいただきたいと思っております。

新谷委員

それで、その個人情報は絶対守らなければいけないことなのですけれども、それを漏らしたとき、この罰則規定というのがないのですけれども、それは必要ないものなのですか。

(建設) 建築住宅課長

個人情報の漏えい等をした場合の罰則というお話ですけれども、今議会で新しく小樽市個人情報保護条例案を提案していますけれども、ここの第7章、第55条から第59条までの中で、不正・不当な個人情報ファイルの提供、個人情報の提供・盗用、職権乱用の個人情報収集などに対する罰則規定が設けられておりまして、2年以下の懲役又は100万円以下の罰金などを定めております。

新谷委員

そうしましたら、この指定管理者の業務仕様書の中に、この罰則規定を設けるとかということは、書いていなくても、それが準用されるということですね。

(建設) 建築住宅課長

個人情報保護条例の第55条の第2項以降に、指定管理者が行う公の施設の管理業務ということで、この条例の中で指定管理者の適用ということで示しております。

新谷委員

それからもう一つ、その収納にかかわってなのですけれども、収納率を上げなければならないというところがあると思うのですけれども、その辺で今、市の職員においても、収納率を上げようとしてさまざまなトラブルになっているところもあるのですよ。名前を言って悪いけれども、国保だとか、そういうところもあるので、この収納率を上げようとして、結局、必要以上に言葉が悪くなったり、昔のサラ金みたいにおどしたり、そういうようなことにならないかとすごく心配するのですけれども、その辺はどうなのでしょう。

(建設) 建築住宅課長

家賃の収納に際して、取立てのようなといいますか、入居者に対しての態度の御質問ですけれども、小樽市としては収納率を上げたいという実情があります。また、収納に際しては、当然、指定管理者は、こうした業務の内容を理解した上で入居者に当たりますので、いろいろな事情聴取をして、例えば滞納になった理由等を聞く中で、減免申請等もありますので、そういった部分もその担当者等、指定管理者に対して、小樽市で乱暴な取立てといいますか、そういったことのないような形で指導監督をしていきたいと考えております。

新谷委員

このようにして、だんだん今まで行政の仕事として行ってきたことを指定管理者が代行してやっていくとになっていくわけですけれども、そうすると小樽市の役割は何なのかと、本当にこの指定管理者を監督する、そのような業務しかなくなるのではないかという気もしないでもないのですけれども、当然そうなりますと、人員は必要なくなるわけでしょう。今の人数を減らしていくのですか。

建設部長

住宅係の人員配置ですけれども、今のところ、来年度に減員というふうには考えていません。あくまでも今、指定管理者がある程度慣れるといいでしょうか、そういったものが確認できるまでは、職員の削減は考えておりません。

新谷委員

どちらにしても、これは通ってしまったわけですけれども、個人情報をしっかり守り、そしてまた公営住宅の目的に従って行っていくように、しっかりと監督していただきたいと思います。

石狩西部広域水道企業団の議員報酬について

次に、議案第23号石狩西部広域水道企業団規約の変更、これは言葉を変えるということで、それはいいと思うのですけれども、ちょっと小樽市も平成18年度の一般財源から持ち出しをしております。そういう関係で聞きたいのですけれども、ここでは当然議会が組まれていまして、年に何回開かれて、議員報酬というのは幾らで、また小樽の場合はたしか副議長が充て職だったと思うのですけれども、発言回数はどうでしょうか。

(水道) 総務課長

石狩西部広域水道企業団の会議の回数ですが、通常ですと年2回ということになっております。

また、議員報酬につきましては、一般議員の方につきましては、前期・後期合わせて年額20万円、議長につきましては24万円、副議長につきましては22万円という状況です。

また、選出議員の発言の関係ですが、企業団の方に問い合わせしてみました。過去4年間の状況について問い合わせた結果、発言はないということで聞いております。

新谷委員

これは、ここで議論する問題ではないのですけれども、しかし今、一部事務組合、広域連合、さまざまあり、小

樽市から持ち出している部分というのがありますけれども、ここの石狩西部広域水道企業団に対しても一般財源から持ち出しているわけですが、報酬が高すぎるのではないかと思いますよね。北しりべし廃棄物処理広域連合ではたしか5,000円幾らでしたし、後志教育研修センターは1回出れば4,000円です。それから、石狩湾新港管理組合の議会は一月4万円なのですけれども、でもこれは毎月開いているのかと思います。いずれにしても、この石狩西部広域水道企業団の議員報酬が高すぎると私は思うのです。やはりこの小樽市以外は、石狩開発の破たんによって持ち出し分が多くなったりしている中で、これだけ財源が苦しいという中で持ち出しているわけですから、やはりこの議員報酬についても見直すべきではないかというふうに思うのです。それは答えづらいと思いますし、答えることではないので、私の意見がこういうふうにあったということで伝えていただければ、そういうふうに思います。

毛無山麓開発基本計画について

それから次に、小樽市の東南地域の毛無山麓開発の基本計画にかかわって聞きます。一般質問では、除排雪の要望が一番強いので、この地域に対して充実するよということでも求めたのですけれども、実は、昭和54年の基本計画では商業施設もきちんと位置づけられているのですけれども、今はその店がなくて、本当に住民が困っているわけなのですが、この商業施設、店舗を含めてどういうふうに位置づけられていたのでしょうか。

(建設)まちづくり推進課長

基本計画の中で、商業業務については、もう場所がない、元々新幹線が予定されていたというところにその期待はあるのですが、そこには一つ商業的な要素を入れるということになってはいますが、今、その計画はもうありません。もう一つは、ちょうどタウンセンターがあるあたりに商業機能といいますか、買い回り機能を導入するという計画になっておりました。

新谷委員

この毛無山麓の開発が予定よりも進まなかったという結果で、都市開発公社も解散いたしましたけれども、住んでいる住民にとって、これが計画どおり行われていたら本当によかったわけなのですが、店がないということは本当に大変なのです。若い人は車で近隣のスーパーなどに買物に行けばいいかもしれませんが、やはり高齢者はまずバスに乗って桜町のシガ商店あたりまで行って、帰りはタクシーに乗ってこななければならないという中で、大変困っています。若い人でも車がない人もおりますので、大変困っているわけですけれども、こういういろいろな計画でもって開発した地域ですから、やはりもっと小樽市が責任を持ってこの計画を遂行していくという点で、店、スーパー、そういうものを誘致していくとか、住民に対してもっと利便性を図るという点で、何かできる点はないのでしょうか。

(建設)まちづくり推進課長

当初、生協がオープンをしていたという中で、大抵地域の方はそこを利用したり、あるいは桜町、あるいは朝里の方を利用していたということです。望洋台の生協も平成14年に閉店をして、あの地域には大きな店がなくなったという中では、委員がおっしゃるような形での不便はしているのかというふうに思っております。三菱地所株式会社の方でも、生協の跡をどう利用しようかということで、いろいろなアプローチをしているというふうには聞いておりますけれども、なかなか今の情勢の中で、朝里あるいは桜町にも大きな店もありますし、地域の需要ということを考えると、新しく店が出てくる状況にはなかなかないのではないかとこのように思っております。今言ったような状況を放置しておくということも、なかなか今後ともできないと思いますけれども、今後、三菱地所株式会社の方にもこういったような不便をしているというような、住民からの御意見があるということについては伝えていきたいと考えております。

新谷委員

毛無山麓の開発に私たちは反対したということですが、しかし住民が住んでいる以上は、これが計画どおりに進んで、住民の不便のないようにするのが市の役割だと思いますので、ぜひ今、課長がおっしゃったことで、

三菱地所株式会社にそういう打診をする、あるいはこれからは経済部との連携の中で、この地域の店舗について何とかならないのかということで進めていっていただきたいと思います。

陳情について

次に、陳情についてですけれども、今回たくさん出てきました。午前中の現地視察の際、バスの中で、いや無理だとかなんとかという話で、何か聞いてもしようがないのかなという思いもあるのですが、陳情第381号、若竹町内の歩道整備などによる安全確保方についてということで、項目が三つほど出されております。一番初めのうぐいす公園に続く三差路ですが、コンクリートの壁の裏の方に歩道をつけてほしいというのは可能ですよね。

(建設)維持課長

用地が東日本高速道路株式会社の用地なものですから、すぐ小樽市で設置というわけにはいかないということで、若竹町会長と話をしまして、町会の方から要望を上げていただいて、東日本高速道路株式会社の方にその旨を伝えていきたいと、このように今考えております。

新谷委員

2番目の項目については、ミラーが設置され、照明も明るくなったということで、これはもう実施されたのですね。

それから3番目、歩道を水産高校側に延長して、安全な歩道を確保するというについては、現地の説明では水産高校の土地だし、ちょっと難しいようなことを言っていたのですが、もう一度聞きますが、どういうことがネックになるのですか。

(建設)維持課長

あの部分だけ、今、歩道の形態になっていないということで、そこに歩道をつくっていただきたいという話なのです。ただし、またお金の話ということになりますとなかなかあれなのですが、状態が、ちょうど下の方に坂になっていまして、あれをまた造成してつくるということになると、多額なお金がかかる。それと、つくったのはいいが、出口が高架にぶつかります。そして、一回交通量の多い道路に出なければならないのです。そうであれば、歩道をつくったとしても、道路に出て、また交通事故に遭われるという可能性が十分に高い。同じ方向に歩道がなく、必ず向かいに渡らなければならないような状況になります。それで、もし仮につくったとしても、歩行者にとって、その先が一番、出口のところから危ないような状況になるので、つくってもなかなか難しいような、また交通事故に遭うような状況になりますので、今あそこのところは無理ではないかという考えをしております。

新谷委員

それから、4番目です。歩道の整備を要する場所の点検を行ってくださいとあるのですが、これはどういうことが要望されているのですか。

(建設)維持課長

うぐいす公園の方に上がっていく縦の道路、山側の道路なのですが、あの辺あたり一帯は、歩道が整備されております。ただ、今言った山側に歩道がないというような状況なのですが、現状を見ていただければ、道路幅員も狭いということで、歩道は若竹地区に関しては整備されている方だと私もは考えております。ただ、昔の古い歩道なので老朽化してきて、あちこち傷んでおりますので、それにつきましては、随時、補修はしていきたいと考えております。

新谷委員

わかりました。

その次に、陳情第2234号の入船4丁目、豊ヶ丘小路線にロードヒーティングをつくるとしたら、予算はどれくらいですか。

建設部関野次長

仮定の話になってしまうのですけれども、ここということではなくて、一般的な車道については、5.5メートルの幅、そして今、最低30メートルぐらいの延長が必要なものですから、それでいくと165平方メートルです。大体それで1ユニットなのですけれども、165平方メートルで仮に道路の路盤等を入れ替えるということではなくて、そのロードヒーティングのユニットというか、熱線の部分だけであれば、165平方メートルで、仮に1平方メートル当たり8万円程度であれば、1,000万円強ぐらいではないかと思っております。

新谷委員

今、ロードヒーティングの陳情がほかにも出ていますけれども、では一番の問題は、財政負担がかかるということですね。だから、できないのですね。

建設部関野次長

ロードヒーティングについては、平成に入ってからロードヒーティング整備計画の第1期計画、第2期計画の方で行っています。その中では、幹線道路をメインにずっとやっていまして、一応現在終えているということで考えております。そういうことで、現在、200か所以上のロードヒーティングの場所があるのですけれども、市としては、交通量とか、そういう費用対効果のことを考えると、どんどん増やすというのではなくて、やはり生活道路とか、交通量の少ないところについては、ほかの方法で対応していきたいということを考えています。

新谷委員

私からしたら、予算の使い方というか、昨日も予算特別委員会で北野委員が言いましたけれども、旧手宮線の土地を取得するぐらいだったら、そういうところに回してほしいというふうに思うのです。1億9,000万円だったら、ロードヒーティングは19か所できるのでしょうか。そういうこともありますけれども、一般的な話で、ロードヒーティングを全くやらないということではないのでしょうか。絶対やらないのですか。

建設部関野次長

ロードヒーティングについては、絶対やらないということではなくて、まず基本的には、もうかなり古くなっているところは30年ぐらい経過しているところがありまして、そういうものについてはリニューアルをしていく考えであります。それで、道路形態が変わって、いろいろ諸般の事情でそういう必要性が出るということも考えられますので、全くやらないということではなくて、基本的には現状の道路の形態の中では整備が終わっているということで、今後については、更新を将来的に見据えた形を今考えています。

新谷委員

先ほど見てきたところも、すぐ下が交通量が多い道路ということで危ないというふうに思ったのですけれども、これが今すぐできないとしたら、やはり滑らないような安全対策をしなければなりません。委員の皆さんも、もっと上に砂箱があったらいいのではないかと、いろいろ言っていましたけれども、ロードヒーティングにかわる対策はもちろん立てるのですよね。

(建設) 雪対策課長

ロードヒーティングにかわる対策ということですが、砂散布路線の強化などをしておりますけれども、今後も、そういう危険箇所については、砂散布の強化を図っていきたいと思っております。

また、砂箱の要請があれば、砂箱をつけてまいりたいと考えております。

新谷委員

それは何、要請しなかったらだめなのですか。

(建設) 雪対策課長

要請しなかったらだめだということではなくて、私どもが見て判断して、危ない箇所については今後やっていくということで御理解願いたいと思います。

新谷委員

次に、最上ハイツの側溝整備なのですけれども、あそこ一円をぐるりとやるのは難しいということでしたけれども、私が住民からお話を聞きましたら、子供が側溝に落ちたりすることもあるのだというふうに聞いていますが、危険というか、必要な箇所、そこに部分的にふたをしていくということは可能ですか。

(建設)維持課長

現状を見て、やはり車が回転するところだとか、タイヤが落ちるだとか、要するに狭い道路で、これは危ないと、お年寄り、それから子供方が危ないというところは、それはやっていかなければ危険ですから、やっていかなければならないと思います。ただ、全体にかけるというのは、現状では難しいということでございます。

新谷委員

話を聞けば、必ずしも全部一遍にやってもらいたいということでもなさそうです。部分的にそういう危ないと思われるようなところは、順次やっていっていただきたいと思いますが、いかがですか。

(建設)維持課長

先ほども何回も言っておりますけれども、あそこの道路の現状が、幅員 8 メートルというのは、市道にしては、都市計画道路以外では広い方の道路なものですから、現状としては全体にかけるという話は難しい。ただ、現状で危ないというような状況は、私どもいつも見ておりますので、人がよく落ちるだとか、それから車がよく落ちるとか、危なければ、それはそのとき随時、そういうような状況は判断していきたいと、このように考えます。

新谷委員

はい、わかりました。

バリアフリー等住宅改造資金融資制度について

次に、小樽市融雪施設設置資金貸付制度は今年度でやめるということですが、これも代表質問なりで出ていたと思うのですが、もう一回この利用状況について、この何年間の件数を教えてください。

(建設)庶務課長

利用状況で、件数でございますが、平成12年度から始めていまして、12年度336件、13年度133件、14年度49件、15年度81件、16年度38件、17年度107件、18年度73件でございます。

新谷委員

まあまあある方ではないかと思うのです。大分行き渡ったとはいえ、これだけ何十件も申込みがあるわけですから、もう少し続けていただきたいというふうに思うのですけれども、陳情第2236号では、新たな制度創設方についてということで寄せられておりますけれども、この趣旨がこれだけ見たらはっきり何を要望しているのかわからないので聞いてみました。そうしますと、屋根のバリアフリー等住宅改造資金融資制度がありますが、ここで無落雪の屋根だとか、また電気とかを入れてやるというのをこれは無利子で行っていますね。そういうものを残してもらいたいというような内容なのですが、このバリアフリー等住宅改造資金融資制度というのは、今すぐやめるという予定はないですね。

(建設)建築住宅課長

バリアフリー等住宅改造資金融資制度を今すぐやめるかどうかですけれども、建築住宅課で所管しておりまして、既存の住宅を改造する部分の融資制度として、現在も続けているところでございます。

新谷委員

これは、年間どのぐらいの人が利用しているのですか。

(建設)建築住宅課長

平成13年度に創設して、直近5年間では、無落雪屋根等改造ということで、13年度14件、14年度4件、15年度3件、16年度2件、17年度4件の合計27件が利用されています。

新谷委員

大変いい制度ではないかと思うのですが、割と利用が少ないですね。その理由はわかりますか。

(建設) 建築住宅課長

このバリアフリー等住宅改造資金融資制度は、大きく二つのメニューがありまして、一つは建物の中の段差解消ですとか、手すりをどこかにつけるという内容、もう一つは屋根の部分というのはなかなか上って雪おろし等が大変ということで、三角屋根を平らな屋根に改造するとか、あとルーフヒーティングを設置する、それと落雪の防護さくを軒につける等、そういう内容なのですけれども、利用が少ないという実態としては、屋根の改造の部分は小樽は多雪区域ですので皆さん御苦労されているところなのですけれども、ある程度は雪を落とす敷地があるとか、無落雪にするとか、既存の部分は雪止めがもともとついていたりとか、そういったことが現在の実態になっていると考えております。

新谷委員

ルーフヒーティングをしても、雪をおろさなければならぬというのもあって、あまり利用されていないのかもしれないかもしれませんが、でもやっている人に聞くと、いいということも聞きます。それで、あまり宣伝したら、小樽市が苦しいのかもしれないけれども、こういう制度があるのはあまりわからないと思うので、もう少しこれを使ってもらうように、積極的にお知らせするなどして、利用してもらったらいいのではないかというふうに思います。それを要望して今回は終わりますが、いかがですか。

(建設) 建築住宅課長

バリアフリー等住宅改造資金融資制度につきましては、今もホームページですとか広報おたるで案内をしていますが、引き続きそういったことで市民周知に努めてまいりたいと考えております。

委員長

共産党の質疑を終結し、自民党に移します。

前田委員

融雪施設設置資金貸付制度について

関連質問みたいになってしまうのですが、通告してあるとおり、融雪関係を聞いていきます。イロハのイなのですが、この制度の創設に当たっての経緯と目的を聞かせてください。

(建設) 庶務課長

平成12年度に、市内居住者の方々からの、敷地内の雪等を処理するために市として貸付制度ができないかという声を反映しまして、雪対策の一環としてこういう制度を創設したと聞いております。

前田委員

市民の雪処理のためにということですが、その効果については、どのように分析されておりますか。

(建設) 庶務課長

当初、施設を設置したところの敷地内の雪が少雪になりますので、雪出しが軽減されるのではないかということも考えていたようなのですが、現実のところ、実際の雪出しの効果がどのぐらい減ったのかというものは、検証することができないのがまず一つあります。実質、我々の判断としましては、平成12年度から平成18年度まで、800件を超える方が利用されているということで、それなりの役割は果たしたと判断したところで。

前田委員

効果というか、そういうのは特別気にもとめないで、ずっと来たということですか。効果があったのか、なかったのか、この辺も教えてください。

建設部長瀬次長

この効果ということで、実態的にはその利用者の方にアンケートをとるとか、そういうことはやっていませんけれども、使われた方の御意見を伺うと、十分効果はあると思うのです。ただ、小樽市として検証した場合に、この制度ができてから、例えば除雪費というのが急激に下がったとか、苦情数が減ったとか、そういう形の中での効果というのはなかなか検証できていない、こういう意味で答弁したところでございます。

前田委員

その年一定の雪が何年にもわたって同じ量ですと来れば、この効果は検証することも可能かもしれないけれども、5メートル降ってみたり、6メートル降ってみたり、7メートル降ってみたり、その降り方もいろいろあるだろうし、本当に分析するというのは相当難しいものだと思いますので、そういうことになったというのは、理解をします。

それで、今伺っているやめる理由の中にもあるでしょうけれども、貸付金額と件数、それと滞納もあるやに聞いていますので、この辺の件数と金額、あと不良債権化して、もうこれは回収不能だというものもあるでしょうから、その辺を細かく教えてください。

(建設) 庶務課長

平成12年度から平成18年度まで817件で、貸付金額の合計が6億9,284万円となっております。このうち、回収不能は自己破産等によりまして、2件ございます。この金額が160万5,000円。その他滞納といいますが、償還時期が過ぎてもお金をまだ払っていただいていない金額としましては、今年の10月末現在で、225万2,000円あります。

前田委員

破産していなくなった方は永久的に回収不能になるのでしょうかけれども、その他の225万2,000円についてはどのような回収手法になるのか。

(建設) 庶務課長

滞納金額が今あるところで、全く払ってもらっていないというところはございません。一度お金を払う期日を済んだ後に、滞納金額がありますというものは、必ず督促状を送りまして、少なからずの金額は、何らかの収入はございます。

前田委員

遅滞はあるけれども、入ってくるということなのでしょう。

(建設) 庶務課長

はい。

前田委員

それで、これ今、新谷委員も質問されているのですけれども、バリアフリー等住宅改造資金融資制度がありますね。それで、これも含めてだけれども、この廃止後の受皿的なものは何か、可能かどうかはちょっと別として、この辺はそうなのかなというようなものがあれば、どうなのですか。

(建設) 庶務課長

まず、このバリアフリー等住宅改造資金融資制度につきましては、この規則上、これは建物自体の融資制度なのです。建物敷地内に融雪機を置くとかそういうものは、規則の作り上、まずなっていないので、これに合致させるのであれば、規則改正みたいなものが必要になってきます。要するに対象を広げなければならないというのがまず一つ。このバリアフリーもそうなのですが、基本的には市民に対する借りた方の利息の補てんという制度になってございまして、例えば1件当たりの融雪施設設置資金貸付制度では、利子補てんということで考えていけば、おおむね銀行の考えでいけば1件10万円平均の利子がかかる。その分、市が持たなければならないということになりますと、年間80件あったとしても、800万円という財政的に大きい負担が生まれるというのが、我々が検討した実情

でございます。

前田委員

私も調べてみたのですよ。このバリアフリー等住宅改造資金融資制度だとかもあって、融雪の関係のこの無落雪屋根改造工事、ここでは100万円と出ているけれども、こういうものに絡ませてできないのかというのが、陳情の願意だったのですけれども、それはそれとして、この制度はバリアフリーの関係ですから、やはり室内で階段の手すりですとか、段差の解消だとかをして、そういう足腰の悪い方あるいは障害のある方が、玄関のドアをあけて外へ出ると、雪があって、にっちもさっちもいかないとなることは当然あるわけです。一般のお年寄りでもそうなのです。一般市民でも皆同じなのですけれども、そういうところに対策を講じてほしいのだということなのです。願意は、できればこういうところに一緒にできないのですかというような話なのです。私が調査したところによれば、そういうことなのですけれども、こういうことについて一体性というか、一貫性を持たせるようなことは可能ではないのですか。

(建設) 庶務課長

一つには、今までの融雪施設設置資金融資制度は、20歳以上の市民はだれでも受けられるという制度だったのですが、バリアフリー等住宅改造資金融資制度は、基本的には高齢者・障害者の方々が利用するという、対象者が限定された部分がありまして、簡単にこれに移行するというのもどうなのかという部分もあります。これをやるのであれば、障害者や高齢者の方々が特定の、こういう融資制度というものは、そういうことを考えなければならないというのが一つあると思います。また、こういうバリアフリー等住宅改造資金融資制度以外のものについては、先ほど言いましたように、かなりの財政上の負担が生じるという現状がありますということです。

前田委員

融雪の関係の融資を民間の金融機関で用意しているから、こちらを利用したらどうですかというような話も聞いているのですけれども、実際にこの融資というものはあるのですか。

(建設) 庶務課長

民間の金融機関の方も、電話で確認しております。融雪融資に特化したローンというものはなくて、例えば生活応援ローンとか、要するにリフォームローンとか、そういうような名称の融資制度を、融雪機とかそういうものを買った場合は融資できますという話で確認しております。

前田委員

お金に名前が書いてあるわけではありませんから、家を直すからとお金を100万円借りて、50万円はそれこそ本工事として、もう50万円は玄関先のロードヒーティングに使うからといったって別に問題ないわけで、そういうことを聞いているのではなくて、こういうような用途というか、使われる範囲も限定されたようなローンというのはあるのですかと聞いているのです。

建設部長瀬次長

市内の各銀行を調べた中では、今、課長の方からも説明がありましたけれども、融雪の関係ということで特定したローンの名前も現実にはございません。

前田委員

そのローンの名称と利用実績を聞かせてください。

建設部長瀬次長

調べた中では、小樽信用金庫に融雪ローンというのがありまして、融資金額が150万円以内、融資期間が5年以内ということでございます。目的は、融雪機のほかに、リフォームの屋根、先ほど言いました住宅の関係も含めて可能だということです。ただ、件数については照会しておりません。

前田委員

それで、私は、ここへ来る前に、親しくしている支店長がいるので、聞いてみました。利率は4.2パーセント固定、150万円以内で、償還期間は5年、70歳未満の方に限ると。担保は保証人は1人ということなのですが、利用者はいましたかと聞いたら、支店長の知っている限りではゼロですというふうに言っていました。それで、このローンは、いつできたのですか。

(建設)庶務課長

その融雪ローンは、平成9年6月創設と聞いております。

前田委員

平成9年6月にできたと。この小樽市の融雪施設設置資金貸付制度は、いつできたのですか。

(建設)庶務課長

平成12年度から行っております。

前田委員

そうですね。そして、今また来年3月末で廃止になるから、また民間にあるから使えと言っているようですが、何かちょっとおかしいような、合点がいかないというか、そういう気がするのです。平成12年以降に民間もできているのなら、それを使えと言うこともわかりますが、それ以前に民間があった。結果として、民間にあったにもかかわらず、市の方も融資制度として創設されていたけれども、この辺何か私はちょっとしっくりしないような気がするのですけれども、この辺はどうですか。

(建設)庶務課長

この制度が始まったころも、民間融資もあったということですが、一つには年齢条件とか、金融関係ですから資格というものがある程度制限されて、それに通った方が利用できる、逆の意味でいけば、そういう制限をされない中で市としての制度ができて、緩和された条件の中で皆さん借りていったというのは、市民の方は借りやすくなったという制度であることはわかります。その間、市でも平成12年度から制度が始まりまして、800件以上の利用があったということで、また、民間金融機関もあるということで今回廃止ということも、一つの理由として考えさせていただきました。

前田委員

私の聞いている範囲では、民間は以前も今も利用がないやに聞いています。そういうことなのです。今、庶務課長が答弁されているのは、一定の効果があったと。その効果があるのに廃止するのだと。だから、私は何とかならないのだろうかというふうに質問しているのです。

それで、まとめますけれども、そういったことで、一定の利用実績のあるこの制度です。それで、この新たな制度の創設を求める陳情も今回出てきているのです。それで、求める方の願意は先ほど話したとおりなのですが、ぜひ知恵を出していただきまして、金額ですとか、あるいは場合によっては受付件数、これらにも制限を加えなければならない場合が生じるのかもしれませんが、1年前にもこの問題は自民党でもって私が話しているのですよ。市長部局との政策の関係のやりとりの中で、こういったことで、この雪国の小樽の将来にとってこれからも必要な制度と、そういうふうに思うのです。

それで、来年度4月1日からスタートしなさいということも今この状況、状態になっていて無理だと思うのです。春先に雪は解けますから。そういったことで、来年の4月以降、早々に知恵を出していただいて、雪の降る前に間に合うように、何らかの形で、姿形を変えてでも、この制度をまた新しく作り直してもらいたい。民間の融資を調べても、だれも使っていないのです。4.2パーセント金利で、相当な金額ですよ。民間というか、我々、会社経営をしていますけれども、4.2パーセントの金利のお金なんて使ったら、今、この状態では商売にならないですよ。使うのは半分以下です。一般の方でも条件は同じことです。だから、だれも使っていないのです。そういったこと

で、ぜひ使いやすいものにつくり替えて、再出発をしていただきたいということを要望したいのですが、部長、いかがですか。

建設部長

制度の廃止にかわる新たな制度という御議論でございますけれども、これも今、繰り返しの答弁になりますけれども、やはりこれまでの実績817件というのは、ある程度一定の役割は担ったのではないかということ、一定の効果もあったというふうに考えております。そういう中で、他都市、道内の14市を調べたところ、5市が廃止し、4市がもう廃止に向かって検討しているという状況を実は情報として得ております。そういう中で、さらにこの他都市の状況などを再度調査させていただくこと、さらには、市中銀行の方々と議論させていただいて、この融雪機に特化した民間側での融資制度、そういった年齢だとか金利も含めた優遇措置などを置いた中で、民間でできないかについては、今後とも議論してまいりたいと考えています。ただ、市の中での新たな制度、新たな財源を投入しての事業は、市長からも答弁申し上げましたように、非常に困難ですので、何とか市中銀行の協力を得られるような形の中で交渉を進めてまいりたいというふうに考えます。

前田委員

小樽市は、答弁で、よく他都市と言います。他都市もそれはその理由でやっているわけですが、うちの理由があるわけですから、それは参考にするのは結構ですが、本市の事情をやはり直視して、それを方向にしなければならないというのが一つ。

それと、無利子もありますけれども、低利融資というのもありますから、部長が言われたように、こういう制度もあるし、直接は該当しないかもしれませんが、経済部の大きな融資もありますが、ああいったものも含めていろいろと調査研究してもらって、ぜひ残していただきたいと、このように要望させていただいて、終わります。

松本委員

排雪とダンプ不足について

私からは、除排雪ですけれども、除排雪の中でも特に排雪、排雪の中でもダンプについて伺いたいと思います。ダンプ不足がここへ来て非常に深刻であります。今回も開発予算は、大幅に削減されました。公共事業がどんどん減っていますので、建設業界では、土木も建築もすべてダンプの保有率が年々低下しています。そういうことで、排雪に使える10トンダンプが小樽に果たして何台あるのかということなのですけれども、排雪業者と契約する際に、果たしてそういう登録制があるのか、あるいは届出制があるのか、どういう形でダンプの保有台数を確認をしているのかということから伺います。

(建設)雪対策課長

ダンプ不足に伴うダンプの保有台数と登録に伴う10トンダンプの状況でございますけれども、小樽市及び後志地区におきまして、ダンプの保有状況について調査しております。ダンプの保有状況でございますけれども、後志管内で126台、そのうち小樽地区は83台、後志は43台という状況になっておりまして、126台が小樽市内で使用するのが可能かと、そういう状況になっております。

また、地域総合除雪におけるJ・V等のダンプの登録要件でございますけれども、小樽市におきましては、ダンプの保有条件につきまして、登録要件とはしておりません。ただし、排雪に伴い、10トンダンプの排雪、4トンダンプの排雪に伴う費用等につきましては、地域総合除雪の中での計上となっております。

松本委員

札幌あたりは、契約する際には10トンダンプを15台以上有していることとか、そういうような条件があって登録制になっているということなのですけれども、小樽ではやっていない。それで、小樽市だけではなくて、国道も道道も兼務というか、使うわけですから、そういう面で今回、札幌は15台保有しているということを条件に登録しな

さいといったら、非常に厳しいということで、それだけ保有がないというところが出てきましたので、4トンダンプでもいいとレベルダウンをして、4トンダンプでも登録を下さいというふうになったようですけれども、業者のために4トンダンプでもいいと言っているのですけれども、逆に言えば運転手が、10トンの場合一人のところを、4トンだと2人要る、あるいは車も2台要る、燃料費もかかる、そこへもってきて交通量がそれだけ倍になるわけですから、行って帰ってくる時間がかかるということで、逆に業者の方は二の足を踏んでいるというような状況が出てきています。したがって、果たして4トンダンプにしているの悪いのかというところもありますし、そういう面で小樽の場合、10トンダンプと4トンダンプとの関係、そういうのはどのように考えていますか。

(建設) 雪対策課長

10トンと4トンのダンプの違いということでございますけれども、小樽市におきましては、幹線道路におきまして大型ダンプによる排雪の方が効果が大いところにつきましては大型車、また生活道路のように細い道路につきましては4トンを配車して、分けて作業を行っているところでございます。

松本委員

そういうような中で、苦肉の策で、時間差攻撃でないけれども、日程差攻撃で、国や道の前に小樽市は先に排雪をしようではないかというのが、今回の計画の中に入っているわけですが、これは非常に微妙なところで、今、雪がどれだけ積もるか一生懸命見ているのですけれども、これで出たら無駄でないかとか、もうちょっと積もれば、もうちょっと積もればと言っているうちに、道道とか国道とまた一緒になるのではないかというような危ぐも出てくるわけで、そのタイミング、非常に難しいと思うのですけれども、どのようなことを気をつけてそれをやっていますか。

(建設) 雪対策課長

小樽市と国道、道道の各道路管理者におきまして、除雪体制連絡会議を持っておりまして、先月にも実施し、その排雪時期が重なるということ、またダンプ不足が生じるということ、それらについて小樽市の考えを伝えました。各管理者におきまして、降雪状況にもよりますけれども、排雪計画を早期に作成いたしまして、情報共有を行った中で、今年度進めていくということで確認をとっております。

松本委員

先ほど、後志地区という話がありましたけれども、小樽はやはり後志もそうですけれども、札幌、石狩の方も非常に影響があるのではないかと思います。国道は特にそういう面も出てきますので、札幌市も石狩市も非常にダンプ不足で業者が困っています。年々ダンプ不足になってくると思いますので、そのところは難しいところではあるかと思いますが、慎重に、そして小樽市民は、例年よりは少しは排雪が早く来るのではないかと楽しみにしていますので、そういう面をよろしく願いたいと思います。

駅前第3ビル再開発について

それでは、第3ビルの再開発計画縦覧、実施設計、大成建設株式会社とか事務手続については先ほど説明がありました。総体的に一月延びているということで、解体が約1か月ずれ込むということです。それで、室内水泳プールは2か月延びるということで、来年の第1回定例会で提案されるのだらうと思いますけれども、何月までプールが利用できて、何月には解体になるかということを、まず示してください。

(建設) まちづくり推進室小紙主幹

教育部から若干聞いておりますけれども、再開発の一月遅れに伴いまして、解体工事が来年6月中旬で一月遅れるということで、室内水泳プールの利用につきましても、6月中旬ぐらいまでは可能であるということ、高島小学校温水プールのリニューアルオープンにつきましても、引っ越し等がありますので7月1日、これを今、目途にして作業を進めているというふうに聞いています。

松本委員

それで、大成建設ということですが、その中にホテルですとか、いろいろな出店業者ですとか、その後いろいろ決まったこととか、変わったこととかありましたら。

(建設)まちづくり推進室小紙主幹

これまで報告しております中身と、基本的に変わっておりません。特定業務代行者を大成建設に準備会として承認したということで、あとそれ以外の部分につきましては、分譲マンションは、大和ハウス工業株式会社が所有して分譲する。ホテルにつきましては、株式会社北海道アーバンコーポレーションが所有し、運営は株式会社共立メンテナンスがドリーミンというホテルを運営するという、さらに1階の店舗につきましては、既存の権利者の方々が約半数ほど残って営業を継続するという、基本的な考え方はこれまでと変わっておりません。

松本委員

まちづくりでそのようにいろいろ説明をいただいておりますけれども、やるのはあくまでも民間なので、小樽市がやるわけではないので、民間主導で行う、言うなれば中心市街地の活性化の経済的行為だというふうに思っています。もう一つ、旧丸井今井小樽店跡利用の問題もありますけれども、まちづくりとして、病院でもプールでも何でもまちの中になれば、中心市街地の活性化にならないという話ではなくて、あくまでもそういう経済行為でまちづくりとして大いに小樽市もサポートをして、中心市街地の活性化に寄与していただきたいというふうに思いますけれども、部長、最後に。

建設部長

御案内のように、この再開発は民間でございます。その中で、当然、一つは雇用という部分、それはホテルの運営がありますので、そのときには雇用も増えます。一方、客室が233室ですから、一晩に200名以上が泊まれますので、宿泊客の買い回りの効果があります。また一方、マンションは、株式会社キムラの築港のマンションでいきますと、約4割が市外居住者ですので、同じように考えると、それらで市内の人口増ということ、又はまちなかに居住していますので、経済効果が当然起きます。ですから、市の方としては、民間施設に対する再開発の支援をいたしますけれども、当然、その見返りとして、そういった経済の活性化、さらには固定資産税、都市計画税の税収だとか、そういったものを考えていったときには、まさに中心市街地の活性化の核的事業ということですので、委員がおっしゃるように、重要な施策として我々も最大限力を注いで進めてまいりたいと思っておりますので、今後ともよろしく願いたいと思っております。

委員長

それでは、自民党の質疑を終結し、平成会へ移します。

森井委員

市民と行政とのまちづくりにおける協働について

まずは、まちづくりについての質問をさせていただきます。昨年度、今年度と、妙見川沿いに柳を植えるという取組が行われました。「夢の街小樽」というまちづくり団体が取り組んできたことなのですからけれども、その取組そのものについて、まず説明いただければと思います。

(建設)まちづくり推進課長

妙見川沿いの柳の植樹でございますけれども、今、委員からお話がありましたように、「夢の街小樽」という民間の方々が中心となって会を立ち上げて事業を実施しています。趣旨としては妙見川には、もともと昔の話ですが、柳があって、そこでそぞろ歩きができたということがあった。こういったことをもう一度復活することによって、そのかわい性を高めると同時に、新たに來られる観光客も含めて、中心部の商店街の方にも来ていただきたいということで、柳を一つの核としてまちおこしといいますか、地域おこし、あるいは活性化と、こういった

ものにつなげていきたいと、こういうことで事業を実施したというふうに考えております。

森井委員

その中で、行政の専門家の立場としてのかかわり、又は一市民としてのボランティアとしてのかかわり等があると思うのですけれども、その辺についてどのようなかかわりを持っていったのかを説明願えますでしょうか。

(建設)まちづくり推進課長

行政のかかわりですけれども、道路敷地ということで、柳を植えるということについても、いろいろな道路占用の関係がありますので、行政としてはそういったところの相談を受けつつ行って来たということでございます。もう一つは、先ほど申し上げましたように、会の趣旨としてはあくまでも自分たちの力の中で、行政に頼ることなくまちおこしを行いたいと、こういったことが趣旨であったというふうに思っておりますので、我々行政といたしましても手伝えるところは手伝っていきこうということで、先ほど申し上げたように、いろいろな相談、あるいは手続等については支援をするということでございますけれども、あとの部分については、人的な部分で参加することができるのであれば、いろいろな力仕事であるとか、そういったところの中で協力ができるのであればということで、そういった意味ではボランティアという形でいろいろと協力とか、逆に参加をさせていただいたということでございます。

森井委員

ちなみに、それに対して、行政として金銭的なものとして何か援助とか、予算を組んで展開したりとかということがあったとするならば、それも含めて教えていただきたいと思います。

(建設)まちづくり推進課長

行政としての支援という形では、特に金銭の面で支出したということはありません。今申し上げたように、あくまでも会の趣旨とはそういう趣旨でございましたので、我々としても、できる範囲の中で、その趣旨に賛同する仲間といますか、そういった形で参加をさせていただいたということでございます。

森井委員

なぜこの話を聞いたかという、今後の市民のまちづくりと行政とのスタンスとしてのモデルケースになっていくのではないかという思いもあって聞きました。金銭的なものは、予算としても組んでいません、ゼロです。しかしながら、市民の思いと行政側におけるサポートが重なった結果、2ブロック、既に柳が植えられています。また来年、もう一ブロック行いたいというお話もありましたが、私もボランティアとして参加させていただきましたけれども、歩道の整備、つまりはハード整備的なものもすべて個々における手づくりで行われている、柳を植えるのももちろんそうです。当然その背景には、行政という専門家もあれば、そういう企業の方々の背景に支えられた結果ですけれども、しかしながらまちづくりに伴って、行政で大きな金額を負担しなくても、つまりは行政人自身の思いで、確かに金銭の発生しないボランティア、いわゆる無償でかかわっているわけですから、しかも休日、土日とかに取り組んでいるわけですから、やはりそういう思いであったりとか、そういうかかわり方というものが、今後の行政として、一職員として求められてくるのではないかというふうに個人的には思っています。もしこのことにおいて何か見解があれば、お願いします。

建設部長

この「夢の街小樽」には、建設部の職員を主体に十数名参加したというふうに聞いています。それは、たしかこの民間団体の組織が、まちづくりの一つのモデルケースになると話合いの中で議論されたことも事実です。その中では、手宮地域だとか、そういうところに多く波及させましようということも考えております。その中で、やはり市としても、精神論的なもの又はボランティア的なことも含めては、大いにそういったまちづくりに貢献されますので、支援をすべきだと思っております。ただ、やはりまちづくりの議論の中で、官か民かという時代はもう過ぎていきますので、その中で、今後、市の方向性と合致するような事業がもし出てくれば、予算ということも並列になる

のではないかというふうに思いますので、それはケース・バイ・ケースで今後とも考えていく必要があるし、さらに民間団体を育成するというのでしょうか、そういうことは必要だというふうに考えています。

森井委員

おっしゃるとおりで、この取組は当然に市民の自発的な意識があって初めて取り組んでいるというふうに思います。それをなくして、行政が単独で突っ走ってということにもならないですし、逆に行政側からのアイデアが市民を引きつけて展開するということもあり得ると思いますので、いろいろなパターンがあるとは思いますが、このような市民との協働という話をよく市長はされていますが、その形をいろいろな形で表現していただきたい。そのうちのひとつとして、今回、それがモデルケースとなっているような気がしますので、当然妙見川だけではなく、今話があったように手宮の話だったりとか、ほかの方のいろいろな各地域における取組、動きというものがあると思います。ぜひそこに、行政としてもそうですし、職員としてもどんどん踏み込んで参加していただきたいという思いもありましたので聞きました。ぜひ今後もそのような形でかかわっていただければと思いますので、よろしくをお願いします。

駅前交差点と浅草交差点について

今定例会でも、駅前第3ビルの進ちょく状況についての話が出まして、そのたびに私は駅前第3ビルの話よりも、駅前の交差点の話を見せていただいております。前回もその質問をさせていただいて、考えていかなければいけないというような答弁をいただいたとは思っているのですが、やはりこの第3ビルにおける進ちょく状況は報告があるのですが、その駅前の交差点における取組、動きというものが全く報告というものは出てこないで、今後も、常々聞いていきたいと思っているのですが、前回の議会から今回の議会までの間の中で、その駅前の交差点においての何かしらのやりとりがあれば、報告願いたいと思います。

(建設)まちづくり推進室小紙主幹

駅前の交差点についての状況ということでございましたけれども、これは以前にも答弁させていただいておりますが、第3ビルの再開発に合わせて、歩道橋なり、交差点なりというのは、何らかの方向性が必要だというふうにずっと答えさせていただいてきております。その中で、歩道橋につきましては、再開発の一定程度の概要がひとつ見えましたので、撤去に向けた近隣住民の皆さんへの説明会等をひとつ進めてきたという流れになっております。今お話がありました交差点につきましても、何とか例えばスクランブル化だとか、歩車分離式だとかということにならないでしょうかという質問も、そういう意味ではありました。私どもの方も再開発に合わせて、歩道橋とその交差点というのとは一体で処理すべきことだというふうに思っておりますので、結果についても公安委員会にも報告をいたしております。その中で、いろいろ問題点等についても、これから整理していく必要はあるだろうということも言われておりますので、交差点に限っていけば、具体的に今、進展している部分はありませんが、再開発に合わせて、再開発、歩道橋、交差点という一体となった整備というものを今後も続けていきたいというふうに考えています。

森井委員

今の答弁の中のことを、一つ一つ再整理させていただきたいのですが、まず第3ビルの計画がある程度固まってきたという話の中で、現在、歩道橋は2階部分に接続されていますけれども、まずここは切られるということによるのでしょうか。

(建設)まちづくり推進室小紙主幹

第3ビルとは接続いたしません。

森井委員

先ほどの答弁の中でもありましたが、それを得て、歩道橋を撤去していく方向の中で、もう既に説明会が始まっているということよろしいのですか。

(建設)まちづくり推進室小紙主幹

この歩道橋につきましては、これまでも撤去という要望が結構多かったものですから、まず第3ビルの再開発がこういう形で進んでいるということを中央通沿線の町会あるいは商店街の方々に、まず大きく周知を図るということで、第3ビルの再開発概要について説明をいたしました。あわせて、第3ビルにその歩道橋は接続しないものですから、今後、多くの歩道橋のあり方というか、どう考えていったらいいのだろうかということで、撤去も含めて御意見を聞いたという状況でございます。

森井委員

中央通というのは、現状も道道ということでよろしいでしょうか。

(建設)まちづくり推進室小紙主幹

道道でございます。

森井委員

北海道の方から、小樽市に対して、市道に返還をしたいというような要請もあるという話も聞いておりますが、それについての進ちょく状況を聞かせてください。

(建設)まちづくり推進室小紙主幹

道の方から市道にという話ですけれども、そういう話もございますが、私どもとしては、今、道道ですので、道道の状態の中で、歩道橋の撤去整備についても北海道の方をお願いをしていきたいというふうに考えております。

森井委員

では、今、答弁いただいたように、近々に突然市道に切り替わるということはないということだというふうに思っています。さらには、そのことで道道として歩道橋の撤去をお願いしたいということだということで再確認しますがよろしいですか。

(建設)まちづくり推進室小紙主幹

そのとおりでございます。

森井委員

やはり今度歩道橋が撤去されると、先ほど答弁があったとおり、交差点をどのような形にしていくかということがすごく大きな転換になるのかと思うのですけれども、公安委員会に報告という形をとっているという話でしたけれども、もう少し具体的に、もし日付等もわかれば教えていただければと思います。

(建設)まちづくり推進室小紙主幹

歩道橋なり、あるいはその交差点なりという協議は、いろいろな形で公安委員会に行くときには話してきております。ただ、直近では、先ほど話しましたその説明会や意見交換会といいますが、意見を聞く会が本年11月9日で一通り回りましたので、それを受けて12月4日に公安委員会に行きまして、こういう話がありましたという報告も含めて話をさせていただきました。公安委員会としては、なかなか交差点のスクランブル化や歩車分離式というのは、課題が多いのだということで、渋滞もさることながら、夜間、人が本当に通らなくなったときにも、歩車分離として動いてしまうのだと、そうすると本当に夜中に、もう人のいないところに車がずっと渋滞してしまうという、そのような問題もあるので、今後、いろいろな形で協議していきましょうというそういう話をいただいておりますので、私どもはいろいろな形でこれから進むに当たって、そういう問題も含めて公安委員会と協議をしまいたいというふうに考えております。

森井委員

いろいろな問題があるという話もありましたけれども、公安委員会側としては、年間に設置できる信号の数が限られていることもありますから、逆に言えば断りたいことを前提に話をされてくるというふうに思っております。しかしながら、以前にも話をさせていただきましたが、間違いなく小樽の駅前より必要のないところが先に導入さ

れているという事実もあるのです。歩車分離式であったりとか、スクランブル化であったりとか。つまりは、必要と感じている自治体、いわゆる交渉する側がその必要性をどれだけやはり唱えられるかということも重要なのではないかというふうに思っておりますので、信号は特に必ずしも建設部所管とは限らない部分もあると思うのですが、ぜひ、小樽市が一丸となって取り組んでいただきたいというふうに思っております。

あわせて、これも毎定例会話をさせていただいておりますけれども、今回のその歩道橋を片方切るといような話も出ていますが、もう既に切られているところがあるわけです。産業会館の前、高雄ビルとの間の浅草横断歩道橋です。もともとあそこは動線として使われていた部分ですが、現状としては高雄ビルのところは切られています。つまりは、昔の経済道路としての活用というのは失われて全くない状況ですし、この仕事につかせてもらった当初に、人の流れについては私は、個人的に調査をさせていただいたことも皆さんに報告をさせていただいております。かなりその使用頻度や、歩道橋としての必要性等が失われている状況の中で、先ほどの話のとおり、隣接している駅前交差点をスクランブル化にする可能性が出てきている、また同じようにサンモール一番街の稲穂十字街も既に歩車分離式に切り替わっているのです。つまりは、まち全体として、中心地の特に人の動線が多い場所に関しては、それを一致させていかないと、それこそ渋滞ということも起こり得るのかなと。そのタイミングが一致してこそ、車の流動もよくなるというふうに考えております。そちらの方の視点としても考えていくべき必要性があるということも、今までも話をさせていただいておりますけれども、そのことについてもその後の進ちょく等で何かあれば知らせていただければと思います。

(建設)まちづくり推進課長

浅草横断歩道橋の件ですけれども、これまでも委員の方からいろいろとお話があって、それについては、機会あるごとに小樽開発建設部の方とは協議といいますが、情報交換をさせていただいております。その後、小樽開発建設部の方でも、一定程度交通量あるいは横断歩道の通行量といったものも調べたというふうに聞いております。一応、交差点としては、今の通行量をさばききれないという状況にはないけれども、一部委員から御指摘があったように、山側からおりてきたときの右折ラインの、非常に変則的な部分については若干の渋滞があるということで、特に今すぐどうこうしなければならぬ交差点ではないという判断も一つあります。

それともう一つ、歩道橋の横断の利用状況についても、あそこの交差点を、朝の7時から10時ぐらいまで3時間ぐらいを調べたところ、1,500人ぐらいの通行があったのだけれども、歩道橋についても約200人の利用が、現実としてはあるということで、なかなかこういう中で今すぐに利用がないという判断は難しいというような話もございました。

結論を言えば、今後のあり方については、今、委員がおっしゃったように、駅前の部分と連動しながらでないとなかなかそこだけでの議論というのは難しいのではないかというふうに思っておりますので、今、駅前の再開発に合わせた駅前の歩道橋あるいは信号の関係の議論、こういったものと連動しながら、こういったことが可能であるのかということについては、改めて対応していくなり、やはり公安委員会なり、そういった関係部署との協議、こういうことは続けてまいりたいというふうに思っております。

森井委員

今の調査は、小樽開発建設部の方で行っているという話ですけれども、小樽市としての調査はされていないのでしょうか。

(建設)まちづくり推進課長

市としては、特に行っておりません。

森井委員

先ほど3時間で200人というような話もありましたけれども、それが多いか少ないかというのは何とも言いようがありませんが、決して便利な状況ではないということは確実だと思います。私は、その3年ほど前にデータを出さ

せていただいたときに、避けて通っている、いわゆるコの字で渡っている方々というのが少なからずいたということとをまず忘れてはいただきたくないということと、また車道の左の矢印信号が出ることにより、直進車が右に並ぶということの危険性、この間も私は下っていましたけれども、知らない方が突然入られてぶつかりそうになったりとかということも実際に見ておりますし、その当時調べていたときも、1時間にもう何回もそういう出来事がある。特に、バスもあそこを下っていきますから、大きな車両がああ狭い車道で交錯している中で、交差点の体系を知らない方があそこに紛れ込むという危険性というのは、かなり大きいものではないかというふうに思っております。

それも含めて、しっかり小樽市として小樽開発建設部に対して逆に提案できるような形をとらなければ、当然なかなか撤去という話にはならないのではないかと思います。特に、これも条件づけという話もさせていただいておりますが、あそこは普通の信号の交差点を導入しても、歩道橋の撤去はなかなか難しいと思います。左折車が多いということもありますので、やはりどうしても歩車分離式にかかわるような交差点にならなければ、撤去するにしてもなかなか難しいのではないかというふうに思っております。しかしながら、実際にあそこをおりてくる商大生とかも、あの歩道橋は渡ることがないのです。ほとんどあそこを左折して小樽駅に向かってしまうという現状もありますので、それは必ずしもその動線における不便性だけの問題ではないですけれども、できればそういう方々をまちに呼んでいただくためにも、あそこの交差点の利便性を高めるというのは大変重要だというふうに思っております。ぜひその点を含めて改めて検討し、また小樽開発建設部とのやりとりをしていただきいと思っておりますが、改めて見解をお願いします。

(建設)まちづくり推進室長

森井委員から都度そういうお話があり、私どももそういうことは十分自覚しておりますし、小樽開発建設部だけではなくて、浅草交差点の場合は道道も絡んでおりまして、これも既に委員も御承知だと思いますけれども、左折レーンをいかにスムーズに流すかといったことがございます。そういったものも含めて、あくまでも浅草から砂留までの各横断歩道の関係だとかを含めて、小樽開発建設部、小樽土木現業所と今後とも協議してまいりたいと考えておりますので、御理解いただきたいと思っております。

森井委員

ぜひ駅前再開発とあわせて変わっていくことを願っております。よろしくをお願いします。

築港地区の土地利用変更について

では、次の質問に移りたいと思っております。

議案第13号で、建築物の制限に関する条例の一部を改正する条例案が出ております。今回、一般質問でも少し触れさせていただきましたが、この中で地区計画が築港周辺で設置された過去の経緯をまずお知らせ願いたいのですが、できた年とそのきた経緯等を簡単に説明願えますか。

(建設)都市計画課長

小樽築港駅周辺の地区計画等の経緯ということでございますけれども、この地区につきましては、平成5年に小樽築港駅周辺地区整備基本計画というものを一つつくっております。その後、平成6年ですけれども、都市計画の決定ということで、28ヘクタールの再開発地区計画の方針を立てているということでございます。その後、平成8年に、再開発地区の整備計画、具体的に土地利用が進むことになった地区13.8ヘクタールにつきましては、地区整備計画を策定しているという状況でございます。その後、また新たに本年9月11日ですけれども、都市計画決定して、土地利用の方針の変更及び4.4ヘクタールの地区整備計画の策定については、つい最近、都市計画決定したという状況でございます。

森井委員

平成8年当時、そのような形で作られた地区計画ですけれども、これはやはりマイカルの誘致そのものについての準備というか、取組としての都市計画決定だったのではないかというふうに思いますが、その点に対しての関

連等があれば説明願えますでしょうか。

(建設)まちづくり推進室長

古い話なので私の方から。基本的に国鉄から清算事業団に土地が渡るという状況の中で、当時のマイカルが計画を発表して、清算事業団から取得したという経緯がございます。そういった中で、あくまでもこの土地利用につきましては、先ほど課長の方からありましたけれども、平成 5 年にもまちづくりの方針を出しまして、官主導の中でこの地区計画をかけて土地利用の方針を出してきたといった経緯で、具体的に建築行為が示された中で、平成 8 年に地区整備計画を策定したといった状況でございます。

森井委員

確かに、マイカルが来たのは結果論ではないかというふうに思います。ほかにも幾つか手を挙げたところがその当時あったというふうに聞いてはおりますので。しかしながら、そのようなものも、つまりはアミューズメントないしレクリエーション的なものを、今、官主導という話がありましたけれども、誘致したいということも含めて、地区計画が決定してきたのではないかと思うのですけれども、そういう形の認識でよろしいでしょうか。

(建設)都市計画課長

平成 5 年、6 年ですから、そのときには親水アメニティ拠点の連携を図り教育や文化、交流、生活サービス機能ということで策定して、都市計画決定しているものを対応してきたという状況でございます。

森井委員

官主導というような表現をされていましたが、当然議会に諮って、その議会がそれに対する決断をされた上で進んでいるというふうに私自身は思っておりますので、当然、市民の同意を得て進めているということは私としては理解できますが、先日の一般質問の中で、当時の決断を今覆されているのではないかというようなことを言葉として表現を入れさせていただきました。なぜならば、そのアミューズメント系のそういうものを中心に進めようと思っていたものが、今回の議案を見ると、それをすべて制限しようというような話です。改めてこの議案に対しての内容を聞きたいのですけれども、提案された内容というのは、その計画の変更に伴って、医療・福祉関連サービス業務区内はどの辺のエリアなのかということを変更して説明いただきたいのと、このエリアの中だけにおける制限なのかということを確認させていただきたいのですが。

(建設)都市計画課長

今回の条例というのは、平成 18 年 9 月 11 日に行った都市計画の変更に基づいてそれを建築物に関して条例化したというものでございまして、エリアにつきましては、地区計画の土地利用の方針を変更した 4.4 ヘクタール、新市立小樽病院の建設を前提とした 4.4 ヘクタールでございます。その地区整備計画を新たに策定して、建築物に関する条例を今回提案しているという状況であります。

森井委員

4.4 ヘクタールを、改めて、わかりやすく建物とか道路とかで、ここからここまでのエリアだということをもう一度示していただいてもよろしいですか。

(建設)都市計画課長

私も地図で細かいこととなると詳しくないのですけれども、道路としては都市計画道路勝納築港線及び築港海岸通という都市計画道路に挟まれているところでございます。JR の敷地とか、北ガスの敷地とかのエリアになります。ウイングベイの向かい側になっています。

森井委員

小樽市にかかわるようになってからまだ短いと思いますので、なかなか説明もしにくいかと思うのですが、実際には株式会社エナジーソリューションの向かい側が中心になるのかと思います。あとは基本的にはパチンコ店の向かい側のエリアというふうに思っているのですが、そのエリアが医療・福祉関連業務地区という表現ですので、そ

の中に今日説明されたものが建てられないということで、議案として出されているということによろしいですか。

(建設)建築指導課長

はい、今おっしゃったとおり、今の区域に関しての建築物の制限という形でございます。

森井委員

もう一つ聞きたいのですが、一般的に病院というものが建つときに、その隣接しているところに同じようにこういうものが建てられないというような状況があると思うのです。その病院との距離は、どこまで建てられないのか、それについての何かしらの設定とかがあれば、教えていただきたいのですけれども。何メートル以内とか。

(建設)まちづくり推進室長

私どもの関係ではないですけれども、一応風俗に関する、略称風営法というものの中では、100メートルという基準があります。

森井委員

今回は、その100メートルの基準というよりも、そのエリアにおけるものでくくっているのですね。100メートル以内に、御存じのとおりパチンコ店が既に存在しています。また、100メートルを超えるかもしれないですけれども、隣接をして、御存じのとおり、ここに掲げているもの、例えばボウリング場であったりとか、当然1,000平方メートルを超えるものもありますし、パチンコ店もそうですし、勝ち馬投票券販売所ですか、カラオケボックスなどが既に存在しているのです。それはなぜかという、当然にその当時、平成5年、6年という話がありましたけれども、そこをアミューズメント、レクリエーション、そういうものを進めていくためのエリアとして取り組んできたからなのです。その当時、たとえ官主導であったにしても、議会における議決を経て取り組んでいる結果が今なのです。では、今、一つの地域、医療・福祉関連サービス業務地区内の隣に、例えば築港駅側にパチンコ店が進出したいと言ったら、これは拒否できるのですか。

(建設)まちづくり推進室長

今の状況では、拒否いたします。

森井委員

それは、市立病院を建てることに伴う。では、今、風営法上のという話がありましたけれども、100メートルを超えて、ちょっと極端な話ですが、110メートル離れて建てるというような話があった場合は、それはどうされるのですか。

(建設)まちづくり推進室長

今の話は、基本的に土地利用をある程度制限する、ある程度緩和するという都市計画の決定ですから、そういった形でゾーンの中に建てられるものは建てられるという状況で話をしたいと思います。それで、今の100メートルの話ですけれども、今回、市立小樽病院を前提として地区計画を決定するときに、向かい側のパチンコ店へ地区の中の権利者ということで話をしに行きました。そういった中では、今度病院が建って、例えば変な話ですけれども、今のパチンコ店が火事で消失したとか、そういった状況になれば、基本的にはもう建ちませんという話もさせていただいています。

森井委員

たしか五つの地区としての計画が、もともとあの築港という広大なエリアの中で組み立てられているのですけれども、一番私が不思議に思うのは、その一つのエリアが医療・福祉関連サービス業務地区に変更されることに伴って取り組むのだという話が出ていることを、実は不思議に思っています。あの築港全体を変えるのだというのであれば、まだ逆に言えば今後の築港の都市計画としての方向性を見るに当たって考えられる部分もあると思うのですが、その一エリアだけだと、では隣接しているところは、今までその当時から取り組んでいる、アミューズメントであったりとか、先ほど説明にあったようなエリアとして、今までの建物、いろいろな違う建物が、では建てられること

になるのではないかと私は思います。結局、先ほどの風営法上のという話がありましたけれども、その距離さえとれば、結果的に制限するのはそのエリアだけで、それ以外に関しては何を建ててもいいということになりかねないのではないかと。つまりは、築港におけるビジョンが見えないという話をさせていただいたのは、その当時、よしあしいろいろな議論があったにせよ、そこはそういうエリアでということで、ビジョンを示して取り組んできたことが、そのビジョンのうちの一部だけを変更して、ビジョンはそのまま進んでいるのに、そのこのエリアだけはこれに切り替えて、それに全く逆に言えば相反するエリアにしようというのが、どうしても不思議でなりません。これに対して納得できる説明をいただきたいのですけれども、改めてお願いします。

(建設)まちづくり推進室長

これまでもいろいろ市長の方からも委員の一般質問でも答弁させていただいておりますけれども、あくまでもこの地区につきましては、親水アメニティ拠点ということで、広域的な文化、交流、そういった形の中で、生活サービス機能も加えた公共施設を持った地区という前提で進めております。これまで20ヘクタール、築港の再開発地区の中には、整備計画では55ヘクタール、これは小樽港マリーナと遊休水面も含んでの話でございます。そういった中では、マリーナ2期計画も終えて、水際線側にベイシティ開発も進出して建ったといった中で、多目的交流・商業地区という、この約4.4ヘクタール、ここの土地利用が進まないという前提の中で、病院のことににつきましては、位置関係の話は私どもも土地利用の方針を進める中で、昨年9月以来、事業を進めてきましたけれども、あくまでも市立病院を前提として建るといったことで、生活サービス機能が加わるという前提でございまして、そういった中で全体のコンセプトは変えていませんけれども、あくまでも今ようやく株式会社キムラの住宅だとか道営住宅もしまして、一つの目標に向かって進んでいるという状況でございます。

今後、御承知のように、まだ一部残っているのが、JRの引込線が入っているあそこに鉄道施設を誘致するというところでございますけれども、具体的にその辺も含めて、今後とも土地利用を図っていかなければならないという考えでございます。ただ、トータルで森井委員がおっしゃいますように、基本的には方向性としては変わっていないという考えで進めています。

森井委員

土地利用が進まなかったからといいますが、ほかに利用したいところがあってそれを選んだのか、全く利用したところがあったのか、これも私は一般質問の中で話をさせていただきましたけれども、そういうものにおける誘致をあきらめた結果なのか、その点についての見解をお願いします。

(建設)都市計画課長

誘致をあきらめたというより、ここの土地利用につきましては、これまでもる進出したいという企業はございました。そういった中では、大きな店舗展開をしたいとか、それから一部民間の病院だとか、そういう話も多々ございました。そういった中で、私どもといたしましては、あきらめたということではなくて、大きな商業施設はこの地区にはなじまないという市長の方針の中で、そういったものも制限していますし、今回も基本的には商業施設もオーケーだけれども、1,000平方メートル以下に抑えるといった内容も盛り込んでおりますので、そういった形であきらめたということではなくて、あくまでも市立病院を前提として、この土地利用を図っていくということでございます。

森井委員

今、幾つか具体例がありましたけれども、その多々あったというのは、どれほどあったのですか。別に企業名とかは出さなくてもいいですけれども、今、民間病院の話と大規模商業施設の話がありましたけれども、これ以外には何があったのか、教えてください。

(建設)まちづくり推進室長

主なものとしては、大規模商業施設、それから一部住宅という話もありました。そういう店舗展開につきま

しては、大きな家具店だとか、今、市内にあります日用雑貨、そういった買い回りの店舗だとか、いろいろございました。

森井委員

その方々はどれほどの大きな商業施設を求めていたのかわかりませんが、それらの商業施設があそこに張りつくということは、一つのその当時のそのエリアにおける目標だったのではないですか。つまりは、企業誘致、またその後における企業の張りつきとえばいいのでしょうか、そのようなものがそれほど多々あったのであれば、なぜ今までそれを張りつけることがなかったのか。結局、今、あのエリアは使われておりませんが。私は、企業の張り付きが実はあのエリアにおける求められているもの、理想で、それは一つでも多くあそこに張りついたことによるまちの活性化というか、又は行政における固定資産税等の効果みたいなこととか、そのようなことをもともとあのエリアは求めて取り組んでいるにもかかわらず、それだけ多々あった話をすべて捨てて、しかも地区計画の変更をせざるを得ない状況で病院というのは、私はとても不思議ではないのですけれども、大きい商業施設は見合わない、それはよくわかりますが、ほかの方々をそういうふうにした理由等があるならば、それも教えていただきたいのですけれども。

(建設)まちづくり推進室長

今回、都市計画決定しましたのは、多目的交流・商業地区、これにつきましては、森井委員が今おっしゃるように、商業という名前がつくことから、商業施設の展開でもいいたろうというお話が当然あった部分もございますけれども、私どもといたしましては、あくまでも商業が前提でなくて、多目的交流という前提で、ここの土地利用の方針を平成 6 年に決定して、それ以来、地主である JR ともいろいろな出店の計画なり、協議してまいりました。私どもといたしましては、やはりこの地区には商業という項目はありますけれども、基本的にはもっと違った多目的交流という形の中で、公共性を持った形の中で土地利用を図っていきたいといったことで JR とやりとりしてきておりまして、単純に商業施設を市として排除していったという経緯がございます。

森井委員

その当時、多目的交流という形での地区計画として進んでいたわけですね。ではもし、商業施設を入れないとするならば、何をその公共的なものとして導入したいという気持ちがあってそういう話になったのか、聞かせてほしいと思います。

(建設)まちづくり推進室長

そのときの具体的な整備基本計画はございませんけれども、どちらかというところこの段階では交流・文化施設というか、ちょっと大きなイベントホールだとか、そういったものを導入したいと。それから、一部に交通ターミナル的な機能を持たせたいといったことで考えておりました。一応、あくまでもある程度公共性を持ったという交流機能、文化的な機能を張りつけないという考えで方針を決定しました。

森井委員

今までの築港における取組に対して、皆さんがそれだけ最善の努力をされていたというのは、今の答弁を聞いてもよくわかるわけです。なぜこのような答弁に困るような状況なのか。私は、残念ながら直接その JR との交渉であったりとか、そういう商業施設の方々の交渉に入っているわけではありません。入っている方々のそのやりとりの中におけるいろいろな理由、いろいろな形の中で結果的に断らざるを得ない、そういうことも多々あったのだと思います。しかしながら、私は今話を聞いても、あの築港エリアの都市計画上の背景の中で、一つのエリアだけを変更して病院を建てようということそのものが、極めて難しいことではないかと。これは市立病院をつくるという目線で、それを別に取り外すとかということではなくて、別に縦割りではないのですけれども、建設の専門家として、いわゆる相入れられないもの、例えば煙がもくもく出る工場のわきに住宅とかがないように、お互いが迷惑になりますから、そういうことのないように都市計画というものを、その当時は張りつけたと。そのエリアにそうい

うことがあったときのための張りつけだったとは聞いてはいますが、今後の都市計画にそういうことがないようにということもあって、できたというふうに、以前、都市計画課長の方といろいろ話をしているときに、私自身は受け止めています。しかしながら、今回、いわゆる油と水のようなものが同じエリアの中で建てようとされているのではないかというのをすごく感じています。きっと私のような都市計画上における素人よりも、専門家の人であればあるほどに感じているのではないかというふうに思います。しかしながら、先ほどの説明があったように、都市計画審議会においては、議論としてはもう終えたというような話も聞いておりますが、私、この機会に、このように議案が出ておりますので、この疑問を皆さんにしっかりぶつけた上で、皆さん自身が本当にこのような取組の中でいいのかどうかということを知りたいことも含めて、話をさせていただきましたので、当然、市長自身が築港でいくというような話の中で、別に逆らうとか、どうこうではないですけども、その都市計画とは何ぞやと、何のために存在しているのかということを知りたいことも含めて質問させていただきましたので、ぜひ、なぜここまでいろいろと話を聞かせていただいたのかも皆さんに知っていただいた上で、質問を終わりたいと思いますが、見解をお願いします。

建設部長

まず、これまでの論議の中で、室長が話したとおりの同じような答弁になるわけですが、まず基本的にこのエリアの都市計画上の方向性というのは、先ほど話しましたように、親水アメニティ拠点としての連携を図り、広域的な文化、交流、生活サービス機能、これに公共性を加えた緑地とともに整備方針を掲げたという中で、当然、平成 8 年当初の一定の土地利用の方向性が決まったので、要は整備計画を策定し、今回、今の交流地域について医療地域に方向性が決まるという方向の中で、整備計画を策定するという背景がございます。その中で、確かに当初と全く違うかという点では、都市計画法上というように、要は都市計画はあくまでも一定の継続性だとか安定性を持って土地区画があるべきという一方、ただ、社会情勢等が変わったときには、都市計画法の第 21 条に変更のときは変更をした中で将来のまちづくりに寄与すべきということもある中で整理すべきというふうになっておりますので、そういった意味では根本の方向性にもたがっておりませんし、当然、整備計画の方向性も決まった中で今回変更していますので、その辺については御理解いただきたいというふうに考えます。

委員長

平成会の質疑を終結し、この際暫時休憩いたします。

休憩 午後 3 時 15 分

再開 午後 3 時 40 分

委員長

休憩前に引き続き、会議を再開し、質疑を続行いたします。

公明党。

齊藤（陽）委員

排雪について

排雪の前倒しについて伺いたいと思います。

排雪については、もっときめ細かく、回数多くやってほしいという要望は、従来から大変多かったわけですが、とりたてて今回、排雪を前倒しすることになった理由あるいは目的について、まとめて改めて伺いたいと思います。

（建設）雪対策課長

排雪の前倒しということでございますけれども、この点につきましては、平常年でありますと、小樽市の委託に

よる排雪作業は、1 月の中旬から行っております。閉会中の10月24日の建設常任委員会でも資料で示しておりますけれども、あくまでも昨年度の場合につきましては、大雪のため12月20日の状況は143センチの降雪がありまして、54センチの積雪量になっております。このことを頭に置きまして、一応降雪状況にもよりますけれども、前倒しにより排雪を早期に実施したいということです。

この理由でございますけれども、昨今の建設業の落ち込みにより、ダンプの保有台数が減少している状況がございます。これらにつきましては、どう対応するべきかということですが、各道路管理者におきましては、雪山の高さがピークになったときに、各道路管理者が一斉に排雪している中で、ダンプのとり合いという状況が発生いたします。その中で、それをどうやって解決するかということですが、これにつきましては、小樽開発建設部、小樽土木現業所、小樽市と道路管理者がおりますけれども、小樽開発建設部、小樽土木現業所の排雪が始まる前に小樽市が行うことによってダンプ不足の解消をするという理由で早期に実施ということで前回も説明をしたと思います。

斉藤（陽）委員

今、伺いますと、主な理由が施工者側ということですか、市側の都合と伺いますか、そういった理由によって、具体的にはダンプ不足のため、道や国に先んじて、市は排雪に取り組むのだというふうに伺ったのですが、市民側の要望に沿った理由はなかったのか。こういう要望が強いので前倒ししますとかという、そういう理由というのはなかったのですか。

（建設）雪対策課長

排雪につきましては、昨年度の広報でもお知らせしておりますけれども、除雪費の約60倍かかっているのです。排雪の要望も市民から多くありますけれども、それとは別に、あくまでもダンプ不足の解消で前倒しするというのを考えております。

斉藤（陽）委員

除雪、排雪、これは非常に冬場の市民にとっては頭の痛いというか、大変な問題であって、市でその仕事をきちんとやっていくということは大事なことなのですが、そのときにやはり市民の要望にどうやって沿っていくのかということが大前提というか、基本的には最初に置かなければならない話なのではないかというふうに思うわけです。具体的に伺いますけれども、現行の排雪を行う際は、どのような基準をもって行われているのでしょうか。

（建設）雪対策課長

排雪の基準ですが、パトロールをすることにより、路面状況、雪山の高さの状況、これらを基に排雪について決定しております。ただし、路線の重要性、路線の排雪、雪堤の状況、道路幅員など、歩行者の安全確保が難しくなると考えられるときに排雪作業を実施しております。

斉藤（陽）委員

具体的な数字はないのでしょうか。

（建設）雪対策課長

平成17年度以前につきましては、雪堤が2メートルと仕様書に表示しておりました。これにつきましては、いろいろ議論がありますが、2メートルを超えた部分につきましては、排雪作業を順次行っていくわけですが、その間、雪堤の成長もございます。そういう部分で、安全性を考える上で、その2メートルについては現在のところないということで考えています。

斉藤（陽）委員

ということは、平成17年度以前については2メートルという数値的な基準があったけれども、18年度からはそういう2メートルという基準はなくなっていると。

建設部関野次長

今、課長から話をしたのは、あくまでも業者に対しての仕様書の、言うなればうちの方から発注するときに 2メートルの高さでやりなさいという部分、契約事項のことになります。あくまでも 2メートルというのは、市としてはそういう内規を持っておりまして、そういうものについても十分図って、現場の方の作業は現場の状況を確認しながらやっております。

斉藤（陽）委員

2メートルという数字が基準となっているのであれば、客観的に雪山の高さを数値的にはかって、それをめどとしてできると。だから、逆に言うと、その基準を 2メートルではなく、1メートル50センチメートルに下げると、それだけ排雪が多く出勤できて、排雪の回数が多くなるということが考えられるのですけれども、今の答弁ですと、そういう数値的な基準は用いないということなのですか。

（建設）雪対策課長

数値的な基準は、今のところ持っておりませんが、あくまでも前倒しする部分につきましては、雪山の状況をパトロールの上、状況確認いたしました上で、各道路管理者間の調整を行った中で、早めを実施するという事で今年度は進めていきます。

斉藤（陽）委員

そもそもわかりづらかった話が、もっとわかりづらくなったのですが、それでは平成17年度までの話でいくと、今までは例えば年内に、12月20日ぐらいに積雪が54センチメートルになったとか、そういう143センチメートルも降雪量があったとかという状況であっても、年内には出勤しなかったと。1月中旬になって初めて排雪が出動したという、そういった状況というのは、この2メートルという一応のめどがあったので、そういうふうになったということですか。

（建設）雪対策課長

あくまでも先ほど示した数字については、昨年度の状況ということでございます。雪山の高さにもよりますけれども、一昨年以前につきましては、排雪基準が年内に達しなかったということで実施していなかったため、1月の中旬から実施したということでございます。

斉藤（陽）委員

ということは、昨年度は達していたけれども、やらなかったということですか。

建設部長

昨年度の大雪については、これまで1月の中旬以降の排雪だったのが、去年は12月末に入っていますので、その雪の状況というのは、おおむね2メートルを内規で持っていますので、それを意識しながら排雪作業には実際入っているわけです。

それで、前倒しをという話の中では、当然、排雪の必要性のないところを排雪する必要はありませんので、あくまでも降雪状況を見て出勤しますというのは、これは統一した答弁をしています。そのときに問題になるのは、目安という点では、仕様書上は明記していませんけれども、内規として2メートルをもって排雪するということは今も徹底していますので、そういうことはあります。ですから、今週にでも大雪が降れば、これはまた出勤することにはなるかもわかりませんが、そういった一定の基準を持って出勤しています。

斉藤（陽）委員

降雪状況によるのは当然の話ですけれども、そうしたら先ほどの課長の話では、2メートルという基準はないとおっしゃったけれども、今、部長の答弁では、仕様書上はないけれども、内規としては2メートルというものはあるのだと。

建設部長

めどです。

斉藤（陽）委員

めどはあるということになりますね。私の方で何を言いたかったかという、先ほど松本委員からも質疑があったのですが、非常に微妙だというか、今年は前倒しすると号令をかけて、前倒しという話になっていますけれども、実際いろいろな降雪状況うんぬんのタイミングの兼ね合いで、結果的に道や国に先んじてというところがうまくいくのかいかないのかというのが、非常に微妙なところにあると思うのです。そういう段階で、2メートルというその内規のめどをもうちょっと引き下げるといいますが、1メートル50センチメートルぐらいに設定し直すと、非常に市民にとっても好ましいことですし、排雪がより進むというような形で、しかもそういう降雪の状況によって、小樽市の排雪が早くスタートできるということにもつながるのではないかと。その2メートルという内規を1メートル50センチメートルとかに引き下げるとい、そういった考えはないのでしょうか。

建設部長

今、委員がおっしゃるように、要はハードルを下げれば、排雪回数が増えて快適になるのはもう至極当然ですけれども、あくまでも限られた予算の中で、市民生活に大きな支障にならないということをベースにやらざるを得ない。それで当然その前倒しの部分では、小樽開発建設部、小樽土木現業所、小樽市と除排雪の連絡会議がございまして、今年からきちんとそれぞれの道路管理者がいつから入るというスケジュールをつくって今回試行としてやりますので、そうすると当然国道、道道はいつから入るので、そうしたら市道はいつという制度ができましたので、そういった意味では連絡は密にできますし、その辺はやはり限られた予算の中でという点については御理解をいただきたいというふうに思います。

斉藤（陽）委員

具体的に、例えば基準を2メートルという内規で設定している場合と、1メートル50センチメートルにこの設定を引き下げた場合と、金額的にどのぐらい差が出るのでしょうか。

（建設）雪対策課長

2メートルと1メートル50センチメートルの差ですけれども、特に今、手持ちの資料がありませんが、1メートル50センチメートルで排雪を行えば、必ず2回やらなければならないことになります。早期の実施ということで、その間、最初に手をかけた路線につきましては、次回また雪が降りますし、雪出し等も想像されますので、2回目をやらなければならない。ですから、年間の降雪が同じであれば、2回分の費用がかかるということで理解願いたいと思います。

斉藤（陽）委員

2回分のということは、倍かかるという理解なのですか。

建設部関野次長

算出は、非常に難しいのですが、今言った2メートルを1.5メートルに下げたときに、どういう現象が起きるかを今考えてみますと、まず、一つは当然1.5メートルのときに排雪するときと2メートルとでは排雪時期が早くなるということです。当然、雪というのは常に一定の形でとどまっているのではなくて、天気の良い日は雪堤の高さは下がるのです。そういうことで、言うなれば早いうちにやってしまうということは、ボリュームが減る機会がなくなってしまうものですから、雪が減る量については、排雪をする際に当然ボリュームとして換算されます。それが、どれほどかというのは、ここでは言えませんが、まず一つはボリュームが増えるということです。そしてもう一つは、排雪した後、一回雪が降りますと、大体除雪が入ってくるとかき分け除雪をします。その段階で、また地先から雪が出てくるということで、もう雪が積もっていて、地先から雪出しが出てこないような状況なのですが、排雪をしてきれいになってしまうと、地先から雪が出てくるという、そういうことでボリュームが増える。

その辺のボリュームがどれほどかというのは、なかなか今、ここで試算ができないので、先ほど課長から回数は、倍ではないかという話があったのですけれども、その辺の数字は言えないですけれども、かなり出るのでないかということで想像はできます。そういうことで間違いなくボリュームが増えるということで、当然、それに伴って排雪の費用がかかるということです。

斉藤（陽）委員

当然、増えるだろうという想像はつくのですけれども、費用対効果という話なのですが、市民にとって、除雪もさることながら、排雪の要望というのは非常に強いわけです。雪山だとか、見通しが悪いとか、交通事故が起きるとか、小学生が通学路で大変だとかというのも、要するに排雪と非常に密接な関連があるわけで、その排雪に力を入れることによって、相当市民の便宜が図れるというか、市民サービスになるのであれば、それと費用対効果ですから、費用がどのくらいかかるのかというのは、もう少しち密に見直して、もう一步、多少費用が増えても、その多少の程度がある一定限度なのであれば、頑張っただけの方がいいという判断も出てくるのではないかと思います。そういった見直しについての検討の余地というのは、全くないのでしょうか。

建設部長

排雪には、市で委託をする部分と、貸しダンプ制度という形で官民合わせて協働という、二つの方法があると思っています。当然、その貸しダンプの総合除雪についても予算内でやっている中で、排雪をする時期、市民がどの時期になったら困るというのは、千差万別、地域に差があるわけです。そういった意味では、同じ市の費用も使いながら、貸しダンプ制度を大いに使ってもらった中で快適性を求めてもらうというのも一つの施策ですし、ただ一元的に市の基準を上げて、どんどんやりましょうというのは、これも限られた予算の中でいけば、なかなか実現できない話ですから、そういった意味では、まさに官民合わせて実情に合ったものを選択しながらやるということも、工夫ではないかと思うのです。まだ、正式に時期は決めていませんけれども、できれば早い段階で小樽市内における除排雪水準という基準をつくらうという形で、今、内部検討を始めておりまして、例えばここからこの道路は年何回入るだとか、そういったこともできれば早い段階で示した中で、今、官でやるべき部分なのか、官民でやるべきかも含めて、市民との協調の中で探る方法しかないのではないかとこのように考えています。

斉藤（陽）委員

私の希望としては、その排雪基準の見直しというのも一応検討課題としてもらいたいということは、要望したいと思います。そして、今、部長がおっしゃった部分なのですが、その排雪の方法、具体的な幹線と生活道路の路線の優先順位といますか、現在、この排雪については、いわゆる地域総合除雪のステーションとは別の指示系統と、いわゆる路線の種別だとかという優先順位は、全く別のものなのではないでしょうか。

（建設）雪対策課長

排雪の出動基準につきましては、実施に当たって、事前に市の業務担当員と協議をすることになっております。また、路線の重要性などを考慮いたしまして、第1種路線、第2種路線、第3種路線という順番で出動しているところでございます。

斉藤（陽）委員

一応そうしたら種別というか、第1種路線、第2種路線、第3種路線という優先順位に従った形で、排雪についても指示を出しているということでもいいのでしょうか。

（建設）雪対策課長

委員のおっしゃったとおり、そういうことで考えています。

斉藤（陽）委員

それと関連するのですけれども、先ほども出ていましたロードヒーティングの代替対応の意味がある砂散布については、砂まき路線に指定をする基準だとか、あるいは出動をする基準だとかというのはあるのでしょうか。

(建設) 雪対策課長

砂まき散布の路線を決定する基準等については、ロードヒーティングの要望箇所がございます。これらにつきましては、砂まき散布路線として位置づける。また事故の多い、急坂で北斜面だとか、比較的長い南斜面の道路につきましては、スリップ防止対策として指定しているところがございます。これにつきましては、第 1 種、第 2 種、第 3 種という基準は持っておりません。

斉藤(陽)委員

排雪については、第 1 種、第 2 種、第 3 種という一応優先順位がある状態で指示が出るけれども、砂まきについては、別段その第 1 種、第 2 種、第 3 種という優先順位に従うわけではないと。特殊性を把握して出勤するということですか。

(建設) 雪対策課長

砂まき散布路線に位置づけた部分につきましては、路線を優先的にまくのではなくて、リアルタイムにスリップ対策ということで、面的な部分で作業を行っておりまして、これにつきましては、シーズン中、降雪が断続的にあれば作業は行わないのですけれども、降雪のないときにつきましては、午前中の作業と夕方のその通勤・通学時間について実施してまいります。

斉藤(陽)委員

今、いわゆる地域総合除雪以外の部分をいろいろ聞いているのですけれども、砂まきについても、時間的に本当に通る時間というか、登校・下校時間だとか、そういったときになかなかうまくタイミングが合って来てくれないとかという、そういった苦情などは結構あるわけですが、本当にその路線的にタイムリーにぴたっと合った形の砂まきをやるためには、ある程度の優先順位といいますか、第 1 種、第 2 種、第 3 種とはまた別でしょうけれども、そういうあらかじめ順序があった方がいいのではないかという、そういうことも検討しなければならないのではないかというふうに思いますが、どうでしょうか。

(建設) 雪対策課長

砂まきの路線順位ということですが、この砂まき散布業務につきましても、地域総合除雪の J V の中に、登録メンバーが入っておりまして、除雪作業と砂散布作業、ステーションの中で連動させて行っている状況にございます。

また、散布時間も午前 5 時から 8 時、これ以外の部分で緊急的にまく部分もございますけれども、夕方につきましては、14時から18時の間で全路線を回ると、そういう状況で実施しておりますので、先ほども申し上げましたけれども、優先順位ではなくて、面的な路線の順にまいていくということで実施していきたいと考えておりますので、まずは指定の地域総合除雪の中で、除排雪の業務と連動いたしまして行っているところですので、御理解いただきたいと思えます。

斉藤(陽)委員

いわゆる地域総合除雪のステーションの中で、よりきめ細かく情報収集といいますか、危険な場所だとか、通学路だとか、そういった部分を把握しながら、的確にというか、優先順位というかた苦しい形ではなくても、必要なところにきちんと連携して入っていくということを要望いたしまして、終わります。

委員長

公明党の質疑を終結し、民主党・市民連合に移します。

武井委員

まちづくりについて、尋ねたいと思えます。

一つは、先ほど第 3 ビルの説明がありました。私は、この第 3 ビルの歩道橋の問題については、今、胸をなでお

ろしているわけですが、私が初めて小樽駅前に立ったのが、昭和26年3月10日です。そのときは駅前に立ったら、ぱっと港が見えたのです。高い建物もありませんし、よく見えました。ところが、昭和58年に私の詠んだ歌が一つあるのですけれども、「駅前に立ちて眺めし小樽港も歩道橋なりて見えなくなりき」、こういう歌があります。これは全国から物すごい反響があったのです。この58年から私はこの歩道橋問題、撤去を言ってきたのですが、ようやく今それが決着がつくということで、24年間かかったわけですが、いずれにしてもこれは一定の成果があったと、皆さんが努力してくれたと、こう思って感謝を申し上げたいと思います。当時はかなりの歩道橋の利用者がいたとも聞いておりましたが、歩道橋がとれば駅前に立ったらまた港が見えると今から楽しみにしております。私、建設常任委員会に籍を置かせてもらって、24年中22年いさせてもらいました。ですから、そういう意味では非常に喜んでおりますことを、まずこれはお礼を申し上げておきたいと思います。

小樽観光俳句が掲示されている橋脚について

二つ目です。南小樽駅の俳句ポストの問題です。この南小樽駅の俳句ポストについては、20万円の予算がずっとついてきたのですが、今年の春から10万円に減られました。2分の1になりました。そうしたら、私が、この俳句を橋脚に掲示するのをやらないかと言われました。そうでなかったらやめたいと、非常にもう脅迫めいた内容でした。これは私の知っている人に頼んで今やってもらっています。だから、俳句ポストはそのまま残っていますし、特選に入ったのは橋脚に掲示されています。ですから、これはまだいいのですが、いかんせん、あの橋脚に今まで日本銀行旧小樽支店の絵を最初に、何回か絵を書いてもらいました。今、いくらすばらしい特選の小樽のまちを宣伝するきれいな俳句をつくったとしても、その橋脚に書いてある絵がもう泥だらけなのです。これは建設部の仕事なのです。これは前に、前々任の土木部長のポケットマネーによって何かつくったところもあります。これはひとつ何とかふけないものか、何かいい方法はないものか。この考え方を、まちづくりの立場から。

建設部長瀬次長

今のお話ですけれども、私も少し記憶があるのですけれども、建設部といいますが、当時の土木部の中では、橋脚の維持補修ということではもう当然土木部の業務だと思いましたがけれども、ただあそこに絵がかいてあったとか、特選の俳句の掲示をしているということについては、ほかの部がまた協力してやっていたということで、あの当時お話がありましたとおり、橋脚に雨水とかいろいろ垂れて、汚れた水が絵の部分にかかって見苦しいのだと、こういうお話だったと思いますけれども、土木部単独でなかなかしづらい面もあるということで、経済部の方だと思えますけれども、協力しながら足場をつくって、あるいは排水の部分の掃除すると、そんな形で対応した記憶がございますが、ただ私ども十分今の状況を把握していませんので、排水の整備といいますが、掃除の程度もどの程度できるのか、改めてまた橋脚の部分に足場を組まなければならないとなると、それなりの費用もかかるわけで、その辺のことでもう一度現場を十分見て、どういうことが可能なか対応させていただきたいと思います。

武井委員

俳句を書くこと、それから掲示をすることは私どもがやっているわけですから、10万円カットされたので、掃除の費用がないのです。したがって、市の10万円は、今、ポストの費用だけなのです。これは観光振興室でやっていますけれども、橋脚のすばらしい俳句、特選に入ったのを、全国の人たちがJRに乗って見ていくのですから。札幌のかたから言われたのは、お客さんと、ああ、沖縄の人が来ている、ああ、広島の人が来ていると言って、俳句を見ていたのですが、最初は何の俳句なのかが書いていなかったのです。お客さんが見終わった後、あれは何の俳句なのですかと聞かれたそうです。武井さん、あれ、何とかどういう俳句なのかが書いてくれということで、このわきに俳句ポスト特選ということで書いてもらいました。だから、そういうことで関心を持っている観光客が非常に多いようですから、こういうところが泥だらけではもう嫌になってしまいますので、今考えてみるというような言葉でしたから、ぜひともひとつやっていただきたいと思います。これはもうあなたがたに任せますから、結果だけ、私は見させてもらいたい、こう思います。

市営住宅の指定管理者について

次の問題は、市営住宅の指定管理者の問題でございます。

この予算に 2 億 6,433 万円計上されております。そこで、幾つか尋ねますが、指定管理者の任務というのは一体何なのか、先ほど新谷委員から、滞納事務の問題など話があったようですが、この人たちの任務というのは、2 億 6,433 万円も使っているのですけれども、どういうのが主な任務なのか答えてください。

(建設) 建築住宅課長

指定管理者の任務ということですが、その答弁の前段に、指定管理者制度につきまして少し説明を申し上げたいと思います。御承知のとおり、地方自治法が平成 15 年に改正されまして、それまでは地方自治体が出資法人等に対してだけ公の施設の管理を委託する従来の管理委託制度というのがあったのですけれども、出資法人以外の民間事業者を含む団地で、指定管理者に管理を代行させる制度へと転換されました。これは公の施設の管理・運営に民間活力を積極的に導入していくことが可能となった、そういう仕組みを受けております。

市営住宅につきましては、従前より業務委託ということで、北海道住宅管理公社に市営住宅の管理も業務委託しておりまして、地方自治法の改正を受ける中で、業務を、入退去の受付事務、修繕業務、家賃の徴収事務、収納事務、それから、設備類の保守点検委託業務等の市営住宅の全般の管理を業務内容としております。

武井委員

住宅管理公社の道営、市営の公的住宅の市営の住宅の部分に委託したと、こういうことだろうと思うのですけれども、これがこれだけのお金、2 億 6,433 万円も使っているのですが、これをやることによってどのような市のプラス面があるのか答えてください。

(建設) 建築住宅課長

今回、債務負担ということで、約 2 億 6,400 万円計上しておりますけれども、これが 3 か年分で、単年度ですと八千数百万円になるのですけれども、この金額というのは、現在も同じように市営住宅を管理するのにかかっている費用でして、指定管理者になりまして、大きく変わるというものではありません。プラス面になるものはどういったことかという御質問なのですが、今までは業務委託ということですので、管理受託者の立場から管理業務を行っていたのですけれども、これから指定管理者を導入しますと、管理者の立場に変わります。それで、独自の判断で迅速かつ適切な業務等が可能となり、それがひいては、入居者等の利便性が図られ、サービスの向上等が期待できると考えております。

武井委員

入居者の利便性を図るために、3 年間で 2 億 6,000 万円使うというふうに聞こえたのですけれども、それでは指定管理者を派遣されたことによって、各団地には自治会というのが組織されているようですが、この自治会との関係はどうなるのでしょうか。

(建設) 建築住宅課長

市営住宅の自治会との関係ということですが、市営住宅には自治会が組織されております。共用部分、階段ですとか廊下の部分の掃除ですとか、また照明器具の管理等をしております。そういった中で、かわりというが、直接入居者なり、それから自治会等で何か手続、許認可事務が発生した場合は、管理を行いますこの指定管理者と相談なり手続が発生しますが、特に自治会と今の業務委託をしている関係というのが大きく変わるということではありません。

武井委員

具体的な例を出してみたいと思いますが、自治会が解散をしてしまった団地があります。そういうところには話し相手がないわけで、どこにも窓口がないわけです。こういうようなときには、管理者がだれと一体話をするのか、一軒一軒回るのか、また自治会を今度はつくってもらおうのか、これに対してどういうふうな考え方を持ってい

ますか。

(建設)建築住宅課長

お話があった自治会を解散したところということですが、ちょっと今年の春にも塩谷C団地の簡易耐火構造2階建ての方で、残念ながら高齢化で役員の方のなり手がいないということで、解散した経緯がありますが、その団地の実際の仕事というのは、街灯の管理もありましたけれども、それらは自主的に管理していくということで、入居者全員から誓約書をいただく中で、市の方としても存続を要請したのですが、仕方がないということで、実際、そういった自治会がほかにも、簡易耐火構造平屋建て等で実際その共有部分の階段や廊下を持っていないで、自治会としての仕事というのはそれほど多くないところは、町会に所属しております。そういったところは、残念ながらあるので、先ほども申しましたように、何か相談、自治会に対しての相談等が発生した場合は、その入居者全員の方に連絡するような形をとりまして、逆に入居者、その団地側から相談がある場合は、指定管理者が相談を受ける中で対応をしていく。指定管理者が対応できないような、例えば自治会の立ち上げ、解散の部分は、現在も小樽市が入居者の自治会の方と直接対応しておりますので、この業務はこれからも市が行っていくということで変わりません。

建設部長

武井委員の方から、指定管理者になったから3年間で2億6,000万円かかるというお話だったかと思いますが、そうではなくて、今現在も管理公社の方に委託をし、また修繕費は市の方で発注していますので、その中では指定管理者によってその額も実は落としているというようなことですので、ですから新たに指定管理者にしたからこういうふうな額になるということではありませんで、その点は御理解いただきたいと思います。

武井委員

そう言うけれども、この我々に配られている予算書には、指定管理者の費用は、総額2億6,433万2,000円計上してあるから、承知してほしいと書いていませんでしたか。

建設部長

平成18年度までは、住宅事業特別会計の中で、住宅管理公社に委託する額、さらには市で修繕費になったものは別に特別会計の中で計上し、支出をしている部分なのです。今回は、それを抜いて、管理の部分で残して、今、計上していますので、住宅事業特別会計の内数というふうにお考えいただきたいと思います。

武井委員

今の言葉を聞いていますと、自治会が解散したのは、役員のなり手がいないという問題もあったようですが、まだ大きな問題があって、例えば塩谷C団地の話が今出ましたけれども、塩谷C団地は簡易耐火構造2階建ての部分だけが解散したのです。マンション方式になっているところは、解散していないのです。これは、二つ大きな理由があると思うのです。

一つは、もちろんなり手がいないの問題は、それはありますけれども、建設部が作った小樽市公共賃貸住宅再生マスタープランというのがあるのです。これによると、塩谷C団地は平成17年に建て替えしますと、将来図はこういう格好になりますという図案まで出ていたのです。それは、住民たちは、新しくなるのだということで期待していたのが、それがもう消えてしまったと。1年後、2年後ということになったのか、今のところまだどうなったか、平成21年なのか、25年なのか、いつだかわからない、こういう状況です。それから、葬式のときに、葬式を出す会場がないので、集会所をつくりますと、きちんと図面まで立派なこういう集会所ができますということになっていて、陳情まで出ていた。ところが、それも18年に切り離して、建てる建てないは関係なく、切り離して建てますと、こういうことだったのが、この話ももうどこかへ消えてしまった。そして、ごみの問題だけは押しつけられる。これではなり手がいない。結果的には、今はごみを出すのは、マンション方式の方の自治会だけが立ち会いをしている。そうすると、その人たちの見ていない間に、ごちゃごちゃに分別したごみを捨てていく。こういうふう

うに今度はごみの問題まで派生して、もうごたごたになっているのですよ。だから、これは、ただ単なる役員のなり手がいないのではなくて、あなたがたの出した公共賃貸住宅再生マスタープランというものにまで載せてくれて絵まで出していただいたのが、それがどこかへ吹っ飛んでしまった。その次にできたプランもあるのですけれども、それにも今度はもうあいまいな内容になっている。こういうやはり期待感を裏切ったというか、だまされたというか、そういうような思いがあるやに感じています。

ですから、もう少しこのあなたがたが発表したプランに対しては、住民の皆さんが関心を持っているわけですから責任を持って欲しい。しかも、それらは特別に住宅行政審議会でもって論議してできたマスタープランなのですから。ですから、そういうようなものをやはり反省をするべきではないかと思いますが、いかがですか。

(建設) 建築住宅課長

市の立てた計画の変更等や反省をどう考えているかというお話ですけれども、今の御質問を受けました公共賃貸住宅再生マスタープランを平成10年3月に策定いたしました。そこで10年間の計画を立てまして、塩谷地区につきましても、今、御指摘を受けたような計画を示しております。通常、計画は10年ほどのサイクルで、次の計画ということなのですけれども、今回、平成18年3月に新しい小樽市公共賃貸住宅ストック総合活用計画を策定しまして、その中では財政再建推進プランに合わせまして4年間ということで平成21年までを示して、その建替え計画につきましても、オタモイ団地の部分だけを示す形になって、あと、計画の中では、前のマスタープランを見直す形で新しく計画を立てましたということで発表させていただきました。そういった形なので、今後、塩谷C団地はいつどうなるのかというのは、今後、22年以降にストック計画を策定しますので、その中でどういう形になるのかというのを再検討、再整理して、示していくことになるかと考えております。

武井委員

私は、前にもこの会館の問題については、皆さんに話したことがあったと思います。今、亡くなって会館を探しても、やはりその町会で亡くなった方の葬式が優先されますから、新道会館に行ったら断られ、共睦会館に行ったら断られ、長和会館に行ったら断られ、行く場所がない。亡くなった人をあちこち回して歩いているという状況です。それだけに、会館を建ててくれると言ったことについては、非常に喜んでいただはずなのですが、そういうのもなくなった。それで、あなたがたは、それでは会館だけは別にしようかということで、切り離して建ててくれるやにもう皆さん論議していただいたようでございますが、それも何か見通しが立っていないようですが、それとも見通しがあるのであれば、示してください。

(建設) 建築住宅課長

集会所に關しての見通しということですが、以前も答弁していますが、検討する中で建替えができるのか、またいつの時期でどの場所にといったことを検討するというところで申し上げていました。しかし先ほども少し申し上げましたけれども、今、全体を建て替えて新築という計画というのが、なかなか財政的なものもあってすぐに示すことができないので、塩谷の今の住宅をどうするかというのも考えながら、その集会所の建設の部分を再考していく形になるかと考えております。

建設部長

これまで、塩谷の集会所については、新築というのは非常に困難だという話はしたと思っています。ただ、今、簡易耐火構造2階建てなり、簡易耐火構造平屋建てなりの住宅の中で、そういった2戸をつなげて1戸に改造するなり、形にできるような状況になれば、そういう形の中で検討したいという話をしたと思っています。その後も今、平成21年までの公共賃貸住宅ストック総合活用計画の中に入っていませんけれども、そういった2戸を1戸にできるような状況が現実に現れたときには、住宅事業特別会計の中で吸収できるのであれば吸収もしたいということも、期待も含めて答弁していますので、その辺はちょっと推移を見た中で考えてみたいということで、前に答弁したものは変わっていません。

武井委員

何とか期待をしている市民のためによろしく願います。それが皆さんに対して、市民の方はどう反応を示すか、皆さんにどれだけ協力するか、必ずいい方に向かってくると思いますから、ぜひとも立てた案をひっくり返さないようお願いしたいと思います。

さらに、指定管理者についての質問を続けますが、もし住民が指定管理者を変更したいと、この人は要らないと、ほかの人にかえてくれと、こういうような変更を要求する場合の手順は、どうすればいいのか。

(建設) 建築住宅課長

変更の手順ということでございますが、指定管理者の公募の要綱の中に、業務の継続が困難になった場合等の措置というのがあります。この中で指定管理者の責めに帰す事由による場合というのがございまして、「業務の継続が困難になった場合、また、そのおそれが生じた場合には、市は指定管理者に対して、改善勧告等の指示を行い、期間を定めて改善策を提出する及び実施を求めることができる。また、期間内に改善することができなかつた場合には、市は指定管理者の指定の取消し又は業務の全部又は一部の停止を命じることができる」ということがございまして、基本的には入居者なり自治会の方からそういう苦情と申しますか、指定管理者に対するいろいろな相談を受けましたら、当然、市が受けまして、指定管理者に改善命令を出していくことなども考えています。それがもう本当の変更のようなものでしたら、小樽市の指定管理者の選考委員会に取消処分を諮りまして、その中で審議されて、今、申し上げたような手順で対応していくこととなります。

武井委員

わかりました。これがそうでないと3年間泣き寝入りしなければならないという問題が出てくると思いますから、これは非常によかったと思いますが、この指定管理者は団地に常駐するわけではないと思います。もし団地の中の1室を設けて、そこで常駐して管理してくれるのなら、これにこしたことはないのですが、もちろんそういう形態ではないと思います。けれども、この3年間、話合いの相手が今日はAという人が担当者で、明日はB、あさってはCだと、こう変わると、自治会の方でも、ああ、あの人がいいなと思ったら、今度は違う人だということになったら、またこれもやりづらいと思うのです。したがって、この担当者は交代するような状況なのか、それともその委託会社に市の方から固定してくれというようなことが言えるのかどうなのか、このあたりはどうですか。

(建設) 住宅建築課長

指定管理者がその時によって担当する市営住宅が変わるのかという御質問ですけれども、業務は、先ほど申し上げましたように、指定管理者の担当の職員がやっています、それぞれ例えば入退居の受付の事務の担当者ですとか、何か故障があったり壊れた場合の修繕を発注する担当者ですとか、家賃の収納の部分を担当する人間というように仕事に分かれますので、その団地ごとに特定の人が担当するとか、交代になるとかという、そういうような組織の編成になっておりません。

武井委員

指定管理者という任務を負って、会社から指定されたりする人は、やはり自分の任務を全うしたい、あるいは滞納者がいないようにしたいと、いろいろと金の取立ても厳しくなるだろうし、そういうプライドと申しますか、責任感を持てば持つほど、この自治会又はその団地の人と言合いになるケースが多くなる。こういうようなことになると、あの人は気に入らないとか、代えてくれとか、こういうような問題が出てきて、非常に問題が残るのではないかと思います。こういう苦情が出た場合は、やはり市の方に言えば交代させてくれるのですか。

建設部長

もう一度指定管理者の組織の話をして、私どもが今回指定管理者に指定をした職員数は6名という形の中で、公募し、6名配置しますという回答があった。それも今、駅周辺のオフィスを借りて、6人が常駐した中で業務をすることになっています。ですから、今、課長が話しましたように、例えば故障があって対応するというのは、6

人のうち技術者も配置しますので、技術者が全団地を回り、たまたま何か別の収納関係だと、収納のスタッフが全団地を回る。それを管轄する統括責任者がいるということになるのです。それで、今、委員の御案内のように、住民との接点がいつも手薄だという点については私も思っていますので、当然 3 か年はなるべくその 6 人のスタッフを代えない中、よほどのトラブルがない限りは継続して 3 年間職員配置をというお願いはできるかと思っています。

なお、3 年間で過ぎた後、ではどうするのかという点については、その 3 年後において、今回お願いをするその指定管理者に問題がなければ、随意契約という形もありますし、あくまでも再度公募するというようなことについては、3 年後に再度諮られて決まっていくというふうになります。

武井委員

この問題を最後にしたいのですけれども、今も 3 年後に公募するという問題がありましたけれども、今のその 6 人のスタッフで問題点がなければ、随意契約もあると言ったのだから、そうすると恒久的にこの任務をさせるという方向になるのですか。

建設部長

今、話しましたように、要は 3 年後において継続すべき組織なのか、公募すべきなのかというのは、3 年後に 3 年間の実績を踏まえながら、選考委員会の中で考えていくということだと思っています。ですから、いつまでも永久に今回の業者が担当できるという担保はありません。

武井委員

ひとり暮らしの高齢者宅の置き雪について

これは実際にあった問題なのですが、ひとり暮らしの 80 歳のおばあさんの問題です。このおばあさんは乳がんを患って、手術が終わりました。今はパーキンソン病の指定になっている方で、週に二、三回ハイヤーで病院に通っている、こういうひとり暮らしの方なのですが、ここに除雪が入って、雪の山をつくる。ハイヤーに乗るときに、滑って足を折ってしまった。運転手が手伝ってくれたのだそうですが、そういう事故になった。その足もようやく今年の春だそうですが、治ったそうで、除雪機が押した家の前の雪山を何とかしてくれないだろうかという、こういう切実な問題が出てきているのですが、こういう人に対して何か手を差し伸べる方法はありますか。

建設部関野次長

置き雪に対する対策なのですけれども、我々道路管理者の方では、原則、除雪についてはかき分け除雪、言うなれば機械で押して、道路の両わきに雪を置いていくということなものですから、それについては限られた時間の中で処理をしていくので、一軒一軒をすると非常に時間もかかりますし、お金もかかるということで、地先の方に道路管理者としてはお願いをしております。

ただ、今、委員がおっしゃったように、高齢者の方とか障害者の方については、道路管理者の方でもそういう苦情をいろいろな形で受けています。今回の話も、福祉部の方から我々の方に話が入ってきております。福祉部とも福祉という事業の中で取り組めないのかという議論はしておりますけれども、なかなか福祉のサイドとしても、福祉除雪サービスというの、一つの事業はあるのですけれども、その中ではいろいろと制限を加えている関係がありますから、除雪のたびにその処理をするというのはなかなか難しいということで回答をもらっています。他都市の中でも、この雪についてはいろいろと問題になっていまして、いろいろ行われていますが、福祉サイド、要するに高齢者とか障害者の方を対象にやっているのですけれども、なかなか小樽市においてそれを導入するというのは、今、道路管理者の中では非常に難しいということで考えています。

今回、地先の方に会いたいということで、何度か顔を出したのですけれども、先週の土曜、日曜、休みだったものですから、私は直接行ったのですが、留守で、会うことができませんでした。昨日も今日も電話をかけてみましたが、我々としては、こういう置き雪については地域の方に、我々の方の考え方を伝えて、理解をしてもらうというか、そういうお願いをするということになっています。広報おたるばかりでなくて、道路管理者も除雪だ

よりというこういうものを出して、その中でも玄関先の置き雪についての処理もお願いしているところがございますので、そういうものを含めた形で、再度大変御不便をしているということなのですけれども、なかなかできないということで、直接会って話をしたいと思います。

武井委員

いや、先ほど言いましたように、週に二、三回医者へ通っているということですから、恐らく不在の日が多かったのだらうと思います。ぜひとも会って、どうすればいいのか、どういうところに連絡をとればいいのか、そういうようなことを相談してやってください。近所の人も見るに見かねて、2人ほどの人たちが除雪をやってくれたりしているのだそうですけれども、毎日というわけにいかないのが、去年あたり大雪だからそうだったのだらうと思いますが、ぜひともひとつ何か相談する窓口を教えてやってください。

市道妙源寺前通線のルート変更について

市道のルート変更について話をしたいと思いますが、これももう昭和53年から今までの問題なのです。これも市が約束したことなのですが、今まで放置されているというふうに思います。これは市道妙源寺前通線の問題です。この通りは、仮につくった道路なのです。ですから、普通であれば、市道認定はできません。19パーセントのこう配を持っている道路ですから。しかし、これは小樽第二病院の隔離病棟が当時あったためにルートを変更して、今のところにできたという仮設の道路なのです。だから、これはこう配19パーセントでも認定されたのだらうと思います。隔離病棟がなくなったら、元のとおりに移しますということになっているらしいのです。ところが、今、隔離病棟はもう新しくできた。そうしたらどうしたのだと言ったら、いや、もう倉庫に使っているから、この倉庫をまた建て直ししなければならぬから、それまでまた待ってくれ。昭和58年当時、志村市長が見るに見かねて、また別なルートの道路をつくってくれました。それをつくってくれたのですが、しかしその道路は夏の間は通れるけれども、冬はその倉庫の雪が落として放しになるものですから、通れない。そうすると、またその19パーセントの坂を通る。私は、悪いけれども、そここのところで滑って転んで足を折ってしまった。こういうこともあるのですが、もうそろそろ使っていない渡り廊下を外せば、それでつながるわけですから、それでもいいのではないかと思うのですけれども、考え方があったら知らせてください。

建設部長瀬次長

ただいま御質問いただきました件につきまして、以前に武井委員から御指摘を受けまして、現場を視察して、状況を確認した記憶がございます。当時も話をしたと思いますが、過去の経過はいろいろ御説明いただいたのですが、その中で第二病院の敷地の中を住民の方が通っているのだと、こういうことでお話がありまして、第二病院とも話をした中では、委員が指摘されている部分につきましては、かなり古い建物であり、第二病院が現在改築とかそういう中で、動きがあるというような状況もありました。ただ、現状で資材を置いていたり、用務の方の作業場として使っているということで、すぐ対応するのは難しいのだということで、申しわけないのですが、冬のことについては、屋根の雪もかなり積もっておるさなければならないという現状もありましたが、ただ、通路としてなるべく支障にならないようにしたいということで、病院の関係者の方から聞きましたら、ここの雪の処理は、業者に頼んでいるわけではなくて、職員がみずからやっているという話もありましたので、それであればそういうことで少し協力できないかという話の経緯でございます。

ただ、今、それからもう数年たっているわけですが、現状の中で、病院の状況もそろそろ変わり始めているのではないかとこともありますが、今の中ですぐここの施設を取り壊して、改めて道路をつくっていくという考えていくにはまだちょっと進んでいませんので、病院の方ともう少し話をした中で、どういうことが現実に可能なのか、もう一度冬の状況を病院の方に話して検討していきたいと考えております。

武井委員

あなたがたも心配はしているのですが、ちょうどこの路線の真ん中に消火栓があります。今のままでは、こ

のルートを通っていくとすれば、消防車は上がりません。だから、そういうような状況で、当時、何か消防長をやっていたらしゃった方との話合いで、それらの対策がなされたようですが、いずれにしても何かしないと、滑れば体を傷める、火事になれば消防車が上がらない、通ろうと思えば屋根の雪が落ちてくる、こういうようなところの道路なのですから、もう昭和53年からの問題ですので、ぜひとも、あなたがたの対処までの考えを少しでも短縮するようにしていただきたいと、これは要望して終わります。

委員長

民主党・市民連合の質疑を終結し、この際、意見調整のため暫時休憩いたします。

休憩 午後 4 時50分

再開 午後 5 時20分

委員長

休憩前に引き続き、委員会を再開いたします。

これより、一括討論に入ります。

共産党、新谷委員。

新谷委員

討論します。

議案第13号については反対します。

都市計画審議会では、多目的交流・商業地区を医療・福祉関連サービス業務地区に、賛成多数で土地利用を変更、新病院を建設することができるようになりました。我が党は、土地利用計画の変更にあたっては、港湾計画の変更が必要ではないかという質問をいたしました。必要ではないと不明りょうな国の見解、それに対する明解な文書も示されなかったことは、本当に問題です。

計画縦覧に対しては、31件の意見書が上げられ、異議ありが唱えられたのは御承知のとおりです。医療・福祉関連サービス業務地区に、パチンコ、勝ち馬投票券販売所など、今回提案されている建物の制限がされるのは当然ですが、先に病院建設ありきの土地利用変更は認められません。しかも、既に病院建設予定地の向かいにパチンコ店、娯楽施設もあり、先にあったからやむなしも矛盾していると思います。あくまで病院を築港に建設するための土地利用計画の変更は、到底認められないものであります。

議案第14号も反対します。

小樽公園のこどもの国から遊具を外すといいますが、子供が遊具を安く利用できることで、大変親にも喜ばれておりました。小樽公園こどもの国を廃止するのは反対です。

議案第20号についても反対します。

一般の施設管理と違って、個人情報も多くある市営住宅の管理を民間業者にさせることには反対します。

陳情に対しては、新しく出た陳情について、今日見てきましたが、難しい部分もありますけれども、市民の冬の安全な暮らし、また安全な通行のためにも、できるだけ陳情に沿って整備すべきと考えます。ロードヒーティングも優先順位を決めて、できることから行うべきであり、財源はJR旧手宮線跡地を買う予算などを充てるべきだと思います。

継続中の案件についても、これまで述べてきたとおりです。

詳しくは本会議で述べます。以上です。

委員長

以上をもって討論を終結し、これより順次、採決します。

最初に、議案第13号、第14号、第20号、陳情第1号、第3号、第4号、第6号、第8号、第10号、第11号、第14号、第52号、第64号、第75号、第80号、第381号、第2234号、第2235号について、一括採決いたします。

議案はいずれも可決と、陳情はいずれも継続審査とすることに、賛成の方の起立を求めます。

(賛成者起立)

委員長

起立多数。

よって、議案はいずれも可決と、陳情はいずれも継続審査と決しました。

次に、ただいま決定いたしました以外の案件について、一括採決いたします。

議案第23号は可決と、陳情第2236号は採択と、陳情第61号は継続審査と、それぞれ決定することに、御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

委員長

御異議なしと認め、さように決しました。

本日はこれをもって散会いたします。